

関西労働者安全センター第8回総会議案書

100円

3月19日 午後2時

於：**大阪部落解放センター**
(環状線「芦原橋」下車)

一九八七年度総括(案)

一 はじめに——全般的概括	1
二 一九八七年度の重点方針についての総括	4
三 労働行政に対する闘い	11
四 企業責任追及の闘い	15
五 針灸打ち切り訴訟	16
六 原発被曝裁 岩佐訴訟と労働者被曝	17
七 教宣活動	19
八 交流、共闘	23

一九八八年度運動方針(案)

一 運動方針の基調	25
二 一般運動方針	29
三 重点運動方針	30

〔資料〕

関西労働者安全センター活動日誌	32
はり・きゅう裁判ニュース375通信	39
労働安全衛生法改訂案	49
VDT労働対策連絡会会報	60
地域センター交流ニュース	64

一九八七年度総括（案）

一 はじめに — 全般的な概括

独占資本と政府・自民党が一体になった反動労働政策が、今年度も一段と進行している。四月の改悪労災保険法の施行によって、労災補償請求について使用者側に意見を申し出る機会を与え、特別加入者については加入前に健診受診義務を定め、この法律の労働者保護の性格を更に弱めた。また、労働基準法の改悪で、労働時間規制の大幅な弾力化をなしとげ、より働かせやすい条件を整えた。さらに、今年も振動病被災者に対する一律打ち切りを始めとした労災長期療養被災者への打ち切り攻撃は一段と進んでいる。

このように「労働者のいのちと健康を守る」闘いをめぐる情勢が、より厳しいものとなってきたということをまず認めておかねばならない。しかし、このまさに激流と言うべき情勢は、逆に我々の運動が、その枝葉末節に目を奪われるのではなく、「労働者のいのちと健康を守る」ための運動の本質を、より鮮やかに浮かび上がらせる働きをしていることにも充分な注目をはらう必要がある。

るだろう。あたかも資本が「大事な労働者」の健康を守るために汗水たらしているかのような幻想を抱く、「健康問題については会社と利害を共にする」安全衛生運動の方向が、ことごとく労働者の権利を切り縮めてきた。このことは、結局のところ労働者が健康に働き続けるための運動は、あくまでも資本から独立した闘いでなくてはならないことを改めて明らかにしているのである。さて、我々の運動はこの一年間にどれだけ進めることができただろうか。

まず第一に、全国各地の地域安全（労災）センターの交流会を開催して横の連携を強め、全国的な安全衛生、労災職業病の運動を強化、発展させる端緒についたことがあげられる。各地の地域センターの進めてきた地域に密着した活動は、労働者の権利を守るために欠かせない最も基本的なもので、全国的運動のエネルギーの源泉と言ってよく、特に労働運動の再編成が進められ、そのなかで「いのちと健康」の問題がかすみがちな情勢の中で、

五月と十一月に開催した交流会の意義は大きいと言われねばならない。

第二に、これまで以上に労働組合主導の安全衛生対策、災害発生源を取り除く闘いを強力に進めることができたことがあげられる。頸肩腕障害や腰痛症の多発する職場でどのように労働組合主導の具体的な安全衛生対策を根づかせるのか、危険箇所が多い会社に対し、地域の交流会がどのように働きかけることができるのかというような課題に対して、処方箋はなくとも共同の取り組みとして一歩一歩進めることができたと言ってよいだろう。特に、地方自治体の職場における環境調査、指導などで着実な成果を上げることができたと見えよう。そして、それらを単発的な経験に終わらせることなく、恒常的な「労働組合主導の安全衛生対策」として積み上げ強化していく体制作りの端緒につくことができた。

第三には、VDT作業を始めとした、新たな健康破壊要因に対する取り組みを展開することができた。急速な技術革新とともに職場に瞬く間に広がったVDT作業が労働者の健康に及ぼす影響については、「VDT労働対策連絡会」を設置して、恒常的な活動を行い、特に「VDT労働相談」を夏に実施するなど、多くの成果をあげた。また、今年度になって全国的に関心が高まったアスベストの健康問題については、安全衛生セミナーで取り

上げ、今後の対策への足がかりを作ることができた。

今年度の運動の展開を率直な表現で言えば、着々と運動の領域を広げ、徐々に組み立て、さらに次への足がかりを取りつけることができたということになる。次は、例えば蓄積された経験を科学的に分析し、積み上げるような活動や、そのための全国情報網の整備など、より総合的、組織的な活動こそが求められているのである。

独占資本と政府の攻撃が、全国的で全面的であるという現実に対して、我々はそのストロングポイントに対する反撃をこそ実行せねばならない。そのためには基本となる地域での活動をより活性化し、それを結びつけることと共に、十分に組織化された全国的闘いが重要であることを今一度確認しておきたい。

二一九八七年度の重点方針についての総括

1 労働行政の反動化に対する闘い

改悪労働基準法が四月一日に施行され、労働時間規制の大幅な弾力化が容認され、労働者の生活がますます仕事に圧迫されたものになり、労働者災害補償保険法の改悪で労働者の保護がもはや口先だけのものになりつつある。こうした法令改悪を我々は阻止することができなかったが、一つ一つの闘いを進めることによって反撃してきた。

労災保険における針灸治療制限に対しては、針灸訴訟を大阪地裁に提訴し、これを「支援する会」を結成することによって法廷の闘いを支援する運動を進めてきた。もう一方の労災医療に対する締めつけ攻撃の代表である、振動病一律打ち切りの攻撃に対しては、全林野労組、全山労と共に闘いを進めてきた。

また、労働省は今年度新たに省内に職業病認定対策室を設置し、新たな職業病に対する補償枠の設定、従来の職業病認定に関する補償枠の切り縮めなどを画策している。特に、十月には循環器疾患に関する新認定基準が発表されたことに見られるように、労災補償枠をより画一的なものへと進化させることにより、労働者保護をじわ

りじわりと削りつつあるのが現状といつてよいだろう。

これらの動きに対しては、新認定基準の検討と、労働省への公開質問などの活動を地域安全（労災）センター全国交流会などで交流し、今後の全国の情報交流と研究を強化する体制を整えた。

労働者災害補償保険法は、今後も他の公的年金制度との全面調整を柱とする次期改悪が準備されている。こうした動きに対しては、全国交流会などの取り組みを通して闘える体制作りを行っていかなばならない。

2 官公労働者のいのちと健康を守る闘い

七月の、自治労大阪府本部の安全衛生担当者会議結成に見られるように、地方自治体労働者の安全衛生に関する活動が進んでいる。今年度の自治体労働者、官公労働者に関する主な活動は次の通りであった。

◇頸肩腕障害・腰痛症対策

東大阪学校園給食調理員労働組合

健診、出張針灸治療、ストレッチ体操指導

茨木市労働組合協議会

保育所作業員、保母、学校給食調理員の自主健診

摂津市職員組合

保母、学校給食調理員健診

箕面市職員組合

保母、学校給食調理員、清掃作業員など健診

豊中市職員労働組合

保母健康調査

大阪市職民生局支部

保母健診対策、健康手帳の作成

岬町職員組合

学校給食共同調理場作業環境調査

◇安全衛生対策

高槻市職員労働組合

VDT作業対策、職場環境改善指導、特殊健診対策

大阪市職員労働組合

VDT作業対策サポート

箕面市職員組合

健康管理対策

吹田市教職員組合

健康アンケート調査

以上、運動の範囲が今年一年で大きく広がった。具体的な取り組みを一例をあげてみる。

茨木市労協（現業職員労組、保母組合、職員組合）は、保育所作業員の労働条件、環境を改善する取り組みを強

めてきた。同市の保育所では、作業員が、用務員と給食調理員の二種類分の作業を担当することになっており、代替要員の確保もなく、極めて厳しい労働条件を余儀無くされている。またそのため、頸肩腕障害・腰痛症など職業病の多発がうかがえた。こうした状況は、保母、学校給食調理員についても大同小異であることから、三種について、頸肩腕障害・腰痛症の職業病自主健診に取り組み、実態をより明らかにすることになった。安全センターは、この取り

組みに全面協力し、十二月の二日曜日と一月の一土曜日に計八一人の自主健診を実施した。また三月には、保育所、小学校の全職場の実態のアンケート調査、一学校給食調理場の作業環境調査を行い、全市的な実態を明らかにした。こうした活動の経過の中で、すでに同市労協は団



体交渉において、保育所作業員の代替要因確保という具体的な成果を勝ち取り、今後の闘いへの展望を見出ししている。

地方自治体の職場では、行革気運が吹き荒れる中で、「とにかく人員さえ削減すれば」という極めて安易で非科学的な合理化攻撃が横行し、そこに発生している公務災害や職業病の発生要因についての対策を当局がサボりつつけるという一般状況がある。それに対し労働組合が、安全衛生対策の具体的な施策を迫っていく闘いが今まで以上に必要になってきている。今年度の闘いは、その有効性を改めて実証したものと違ってよいだろう。

また、地方自治体職場においては、住民基本台帳オンライン化など、コンピュータ化の動きが著しく、それに伴うVDT作業者の健康管理対策の確立が求められている。本年度も高槻市、大阪市、箕面市など、具体的対策の立案にセンターが関わった自治体があった。作業基準の策定、普及などと共に、特に特殊健診の実施については、未だ十分な体制が整えられたとは言いがたく、今後の大きな課題となっている。

さらに、豊中市職における保育の健康調査、吹田市教組の健康調査などいくつかのアンケート調査、分析の作業もセンターとして取り組んだが、体制の不十分さから、報告時期の遅れなど、今後の体制整備に課題を残している。

る。郵政など他の官公労働者の闘いについては今年度は特に目立った取り組みはなかった。

3 地域単位での活動の強化

大阪は狭いようで広い。労災・職業病の取り組みを拡大していくには、各地域の労組活動家・被災労働者等の方々と語らいながら地域単位の取り組みを進めていくことが重要との認識から行ってきた地域活動は、今年度も地味に進展してきた。

東大阪の地域で、労働者の健康問題に取り組んでいくことを目的に活動を続けている、働く者に健康を、東大阪連絡会に事務局メンバーの一員として今年度も参加してきた。一、二ヵ月に一回の定例会、事務局会議を行っている。八八年三月例会で、十六回目となる。今年度は、会の運営費として一口月五百円の会費を、これまで参加してきた労働組合、団体にお願ひし、年間約十万円程度の財政を確立した。

(例会開催状況)

三月 二日 東大阪出張針灸治療報告

学給労・安全センター

五月十二日 職場での針灸治療

全港湾大阪米穀運送分会

七月二一日 続・心の健康を考える

講師 山口直彦先生

(神戸大医助教授)

九月二四日 職場の健診を考える

全金オーシマ支部、安全センター

十月二六日 VDT労働の安全衛生

西野(安全センター)

十二月十四日 有機溶剤の安全衛生

全国一般大阪ケミカル工業分会

片岡(安全センター)

三月 八日 アスベスト問題について

報告 安全センター

大阪市東南地域(平野、生野、東住吉、阿倍野、南、

天王寺)の東南地域労災職業病問題交流会(代表世話人

・宮崎良勝総評東南地区評特別常幹)に今年度も、世話

人として参加してきた。定例会、世話人会を中心の運営

だが、個別課題においては、針灸訴訟、全金松本製作所

難聴裁判について、世話人レベルでサポートしている。

また、大芸労木下脳卒中労災闘争を取り上げ東南地区評

のもとで、労基署交渉に参加した。発足から、約三年が

経過し、会では、「労災職業病の闘いを地域に根づかせ

る」ために、特に、各職場の安全担当者の恒常的な参加

をよびかけていくことを重点目標に掲げており、センターも専門的な立場からさらに協力関係を強めていく必要があると考える。

(例会状況)

三月十七日 反行革の闘い 福祉行政の現場から

報告 福山大阪市職民生局支部支部長

四月二四日 太陽保育園闘争について

報告 大阪地域合同太陽保育園分会

六月 九日 大芸労木下脳卒中労災認定闘争

報告 全国一般大阪芸能労組メトロ分会

七月十六日 労基法・労組法改悪と労働運動の課題

講師 大和田幸治全金港合同田中機械支

部委員長

八月二一日 成人病について

講師 河合看護婦(松浦診療所健診部)

九月二八日 岩佐訴訟

報告 岩佐訴訟を支援する会

十月二六日 VDT労働について

講師 西野(安全センター)

十一月二〇日 職場見学

一月二三日 針灸訴訟原告鈴木真規子さんを囲んで

二月一八日 健康診断の実務講座

講師 青木英仁(松浦診療所健診部)

此花区で活動を続ける此花労働センターは、構成メンバーが古書・貸本店（名称「時代屋」）を開業するのを契機に、事務所移転を決定し、十一月二三日、新事務所に移転した。この数年、専従体制がとれないことが悩みの種であったが、今後ここを拠点として、相談活動等の活発化が期待されている。

大東での、植田マンガン労災訴訟の闘いを軸に結集した労組、消費者・反公害運動団体が集まって開かれた「九・一三労災と公害を考える市民交流集会」に賛同し参加した。

北摂地域では、未組織労働者の組織化を目指しとともに、更に労働生活全体をも活動の対象とする新しい型の労働運動として、「北摂トータルユニオン」の構想が実現しつつある。センターはこの活動にも安全衛生・労災職業病対策の立場から協力している。

また、各所・団体で取り組まれている労働相談活動に参加してきた。地域労組活動家を中心に、相談活動・争議支援などに取り組んでいる高槻働く者の人権センターの労働相談では、例えば、広島県竹原市のクロム工場で働いていた労働者が職業病相談に訪れ、センターを通して、広島労災職業病研究会に紹介し、解決していった例があった。「だれでも入れる組合」としてユニークな活動を展開している総評東地域合同労働組合の労働相談で

は、別項で取り上げているように、職業病がらみの話かなりあり、経験し、また進行中の問題も少なくない。その他、全港湾建設支部や南大阪地区評の一斉労働相談にも協力した。

こうした活動を通して改めて痛感されるのは、中小零細事業場の相変わらずの前近代的安全管理の実態と労働者の無権利状態が相当存在していることである。したがって、地道な労働相談活動や、日常的に交流しあえる地域単位の安全衛生活動の重要性を再認識し、各地域の特色に応じた展開していくことが課題となっている。

4 職場における日常的な安全衛生活動の強化

労災・職業病の発生を未然に防止すること、また、隠れた労災を見つけ救済し、拡大を防ぐ、そのためには、日常的な安全衛生活動に取り組むことが大切だが、その際、現場労働者・労働組合主導の自律的活動が、本当に安全で、働きやすい職場を実現していけると考えられる。そうした意味で、センターでは、こうした活動への援助を重視している。

具体的には、全港湾大阪支部安全衛生委員会にセンター事務局員が特別事務局員として加わり、港湾へのじん肺法適用をきっかけとして松浦診療所とタイアップして行われたじん肺一斉健診、及びその後の管理区分申請、

VDT作業労働相談Day
相談して下さい!!

コンピュータやワープロ
などの仕事で
疲れが残りませんか?

8月29日(土) 午後3時~8時

06(541)2712



お気軽に
お電話下さい。

- コンピュータやワープロの仕事のあと、頭が痛んだり、涙が出たり、物かぼやけて見えたりするものはありませんか?
- 肩や腕にしびれを感じたりしていないですか?
- 長時間のキーボードの前に座り続けているいませんか?
- コンピュータやワープロの仕事の指先、腕で長時間、同じ姿勢を続けていませんか?
- 医師や労働衛生の専門家が応じます。

関西労働者安全センター・VDT労働対策連絡会

学習会などに協力している。また、支部一斉安全パトロールにも参加した。全港湾建設支部では労災職業病対策委員会が、新たに組織された分会におけるアスベスト対策に力を入れ、センターも協力し成果をあげつつある。更に、今年も、全金東大阪地協枚岡ブロック安全パトロールに協力してきた。

本年度の特筆すべき活動としては「VDT労働対策連絡会」の活動がある。同連絡会は、各単組で安全衛生対策を担当する有志活動家の参加で八七年始めに第一回

例会を開き、以降約二カ月に一度の割合で開く例会で、新しい情報についての交流、各労働組合の作業基準の検討などを行ってきた。特に今年度は、八月二三日と二九日に「VDT労働相談デー」を企画し、VDT作業による健康破壊の実態把握に努めた。この企画はマスコミの注

目を浴び、計三〇件の電話相談が寄せられた。内容は「眼の痛み」「ケイワンの治療対策」などがほとんどで、特徴としては、それらのほぼ全てが中小零細事業所あるいは派遣事業のVDTOオペレーターからの相談であったということである。

九月十六日には、これらの相談活動のまとめと、コンピュータ会社、NTT、地方自治体のVDT労働対策例の交流を内容とした「おおいに語ろうVDT労働」を大阪府立労働センターで開催し、現状認識の定着を図った。VDT作業に関する労働行政への働きかけとしては、五月十五日に所轄の北区の有志労組を始めとする五団体が大阪天満労働基署へ申し入れを行ったことがあげられる。労働省は「VDT作業指針」を出してはいるものの、その指導状況についてはあまり実効をあげていないと言えない。特に小事業所での連続作業時間規制など皆無であるという現状についての労働省の認識は全く欠如していると言ってしまう。今後は更に実態を踏まえた労働行政への働きかけが課題となる。

このように、VDT作業の健康破壊の現状は、現在の中小事業所の安全衛生対策における無法状態と密接不可分であり、多発しながら潜行している頸肩腕障害被災者の存在に対する切込みが極めて重要である。また一方、大手企業の事務職場にVDT作業が常態化するなかで、

一部の専門家の間でも「VDT作業は無害労働」論が開始されていることに対しては十分に注意していく必要がある。今年度の取り組みは、現状の一部を取り出すことに成功したという意味では大きな成果をあげたと言えるが、まだまだそれはほんの一部のことにはすぎず、また有効な働きかけはできたとは言えず、次の課題と考えねばならない。

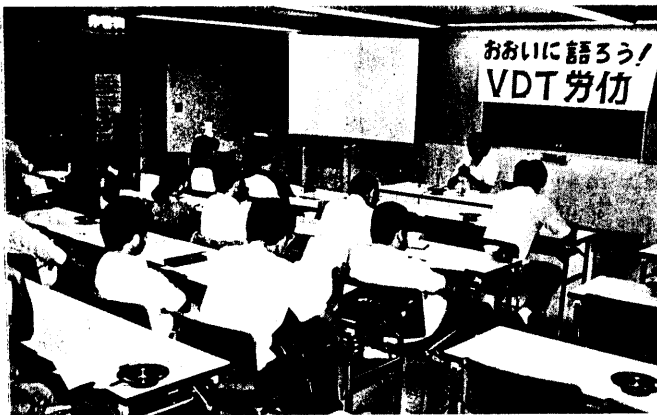
さて、日常的な安全衛生活動にとって、良心的医療機関・分析機関等の協力が不可欠である。その点で、関西労会松浦診療所・紀和病院、関西環境分析センターの役割は重要であるところから、センターも様々な面に緊密な協力関係で臨んできた。今年度は、南労会で分析センター強化についての議論が進み、その結果、大阪大学を退職された中南元氏（元大阪大学理学部講師）をスタッフにむかえ、戦力の大幅な充実が得られた。そして、よりダイナミックな運動・事業展開を期して「環境監視研究所」が設立されようとしている。これに伴い労働環境調査分析能力の強化がはかれることになった。

5 組織拡大・機関誌拡大

現在までの新規加入団体は、茨木市労協（現労、保母組合、市職組合）、地域合同せいあい分会、南労会労組

紀和病院分会の五団体、また、機関誌購読数も昨年と比べほぼ横這いの状態である。

活動のわりには、新規加入、購読拡大が芳しくないことについては、事務局を中心に厳しく反省しなければならぬ問題である。期間や目標を定めて、計画的に加入を呼び掛けていく努力が今後は特に重要である。



三 労働行政に対する闘い

1 労災認定闘争

(一) 全国一般大阪地本大阪芸能労働組合メトロ分会の木下等氏脳卒中労災問題

一九八五年一月二八日、大芸労メトロ分会員でトランペット奏者の木下等氏は、演奏中ステージにおいて脳出血を発症した。命は取り止めたものの、トランペットを演奏することは不可能な体になった。組合では、労災申請をすることとし、安全センターもこれに協力して意見書作成、翌年四月一七日に申請し、労基署交渉に取り組んできた。

しかし、所轄の天王寺労基署は、一九八七年一月二十九日に「業務外決定」を通知してきた。その間、八七年三月段階において「認定は難しい」との見解が労基署より示されたが、当該組合をはじめ、その所属する全国一般大阪地本、総評東南地区評、同南地協等の交渉参加によって、労災であることを裏付ける何点かについて（当日の演奏は通常とはまったく違う五年ぶりの歌手ステージであった、そのため事前に厳寒の屋外で練習した、トランペット演奏そのものが急激な血圧上昇をもたらすなど）、積極的に再調査するとの見解を引き出した。

しかし、最終的に、それらすべてについて発症と特に因果関係はないとして「業務外」としたものである。その結果については、本人・組合はさらに闘うことを決意し、すでに、一二月に大阪労働保険審査官に審査請求を提出している。

その過程の中で最も問題なのは、明らかにされている原因と、発症には因果関係が認められると説明しながら、「労災と認めるほどの関係はない」として労災切り縮めの立場に全面的に立った判断をした点である。そして、これをなすきるために、決定までの間何ら見解を明確に示さず、被災者に反論の余地を与えないという非民主的、官僚的な調査・判断に終始したことにも、労働行政の基本姿勢に欠けるところがあったのは明白であった。

さらに、八七年一月三〇日に、不支給理由を聞きに訪れた家族・組合関係者を労基署内にも入れず、警察力を配置するという愚行が行われるに及んだため、関係組合・安全センターとして厳重な抗議を大阪労基局に行った。また、事態を重くみたセンター顧問上田卓三衆議院議員からも抗議と調査の申し入れが行われた。

結局、労基局・天王寺労基署は、全面的に謝罪したが、

四年前にも、同じ天王寺労基署において同様に、一方的に業務外にしたうえで警察力に頼るといふ事件が発生しており、今回の問題は非常に悪質であったといえる。

今後循環器系疾患の労災認定にはこうしたことに関わらず取り組むこと、そして、行政の基本姿勢について監視の目をもって臨まなければならないだろう。

(二) その他の労災認定問題

・看護婦 結核二件(大阪地域合同労組山紀分会)

阿倍野労基署

・建設会社事務労働者 頸肩腕障害

西野田労基署

・全金協和精工 通勤途上の急性心不全

労働保険審査会

・深礎工 脳梗塞

西宮労基署

・全金桜製作 出張先の脳卒中

淀川労基署

・生コン会社労働者 脳出血

京都労災保険審査官

・倉庫労働者 腰痛症

大阪中央労基署

・検査技師 腰痛症

京都労災保険審査官

・団地管理会社オフコンオペレータ 頸肩腕障害

奈良労基署

・薦職 外傷性頸部症候群障害認定

兵庫労災保険審査官

・スーパ―倉庫パート労働者 腱しょう炎

阿倍野労基署

・土木作業労働者 胸椎圧迫骨折 障害認定審査

大阪労災保険審査官

・倉庫パート労働者 腱しょう炎

天王寺労基署

・トラック運転手 胸部打撲

守口労基署

・大工 脳卒中

天王寺労基署

2 行政不服訴訟

(一) 柴田出稼ぎ脳卒中労災訴訟

柴田訴訟は、秋田県より出稼ぎに来ていた柴田久雄氏が七九年二月十二日大阪市内の土木作業現場で脳卒中を発症し死亡したことに始まる。その後、七九年七月に天満労基署が業務外決定、八〇年十二月審査請求棄却、八二年十二月再審査請求棄却の経過をたどり、八三年三月

に大阪地裁に処分取り消しを求める訴訟を提起するに到った。

出稼組合大阪事務所を中心とした支援に支えられたこの裁判は、最終段階となった昨年は、コンクリートブレーカー作業の裁判所による現場検証を行い、今年二月、原告有利のうちに結審となった。最終準備書面で国側はもはや労災保険財政論での主張をするしか手立てはなく、医学的判断では原告側の優位な立場は明らかである。五月十六日に判決言い渡しが行われるが、埋もれがちな出稼労働者の労災裁判として、新認定基準が打ち出された直後の脳卒中労災裁判として注目される。センターとしてこれまで全面的に支援してきたが、判決へ向け運動を進めねばならない。

(二) 摂津市職牧野公務災害認定訴訟

学校用務員の牧野氏は八〇年三月に急性腰痛症を発症し、公務災害として治療を受けたが、同年六月には痛みも比較的軽くなり、自分の判断で通院をやめ職場に復帰した。しかし、秋になって再び同じ部位の痛みがひどくなり通院を再開し、再発の公務災害認定請求を行ったが公務外決定が下された。その後、審査及び再審査の請求を行ったところ、いずれも棄却され大阪地裁への提訴におよんだものである。

この裁判で特徴的な点は、まず公災補償基金支部、支

部審査会、本部審査会がそれぞれバラバラな見解による決定を下しているという点にあり、基金の公務災害認定制度の運用自体が硬直化していることを極めて明瞭に現しているという点である。法廷では医学鑑定に入っているが、職業性腰痛について裁判所がどのような判断を示すか今後の裁判支援の取り組みを強化したい。

(三) その他の訴訟

その他にも、兵庫県社会福祉労働組合の吉岡頸肩腕障害訴訟（神戸地裁、社会福祉労働者の職業病認定）が、業務外の判断をした兵庫労働基準局の労災医員が出廷し証言をするという局面を迎えており、国の安全衛生管理責任を問う植田マンガン労災訴訟が最高裁で争われている。これらの裁判についてもその意義は大きく、今後支援の拡大を図る必要がある。

3 振動病打ち切り問題

八六年十一月にいわゆる「新治療指針」なる基発五八五号が出されて以来、一年以上が経過し、振動病の打ち切り問題はいよいよ各県、地域の具体的な問題へと進んできている。全山労協を中心とする反対運動は、八六年九月に、「一年やそこらは打ち切りというようなことは考えていない」という労働省見解をひき出したり、昨年十二月には、労働大臣より「はじめに打ち切りありきと

いう立場はとらない」と言明させるなど、精力的な運動を行っているが、昨年十二月一日、労働省は「振動病のアフタケアについての実施要綱」なる新通達を通知、後遺障害を拡大解釈することによって、一気に打ち切り、症状固定に移行しようと新たな動きをみせてきている。まさに天下分け目の状況といえる。

和歌山県においても現在約一二〇〇名の認定患者があり、全国的にも多発地区となっているが、労働省が問題視している長期療養患者の率が高く、昭和五四年以前だけで八〇〇人となっている。さらにここ数年間は新規認定が極端に低下しており、新規認定に関する県のいわば特別委でもある「結果検討委」の方針がうかがわれる。和歌山ではこのままの状態が推移すれば「振動病は昔のこと」になりかねないといえよう。

これら情況に対処すべく、和歌山県林政民主化共闘会議は紀和病院との全面協力の下、八七年六月「職業病対策委」を設置、病院職員一名が紀南の田辺市に常駐する体制をとり、本格的な全県の実態調査を行うとともに、打ち切り反対闘争への取り組みを開始してきた。当初、新しく作成されたいわゆる「2号所見書」の提出反対闘争を呼びかけることにより、弱気になりつつある患者やその組織を勇気づける運動を行い、結果として、東牟婁郡の熊野川町、本宮町など、従来中部労災病院に定期受

診し、症状固定と診断されていた患者の紀和病院への自主検診の組織化に成功、本宮町では三月一日山林労働組合への結成へと発展した。また、今年に入り、新規認定を封じこめている県の「結果検討委」への闘いを開始、各地区で、地区労・地区評・全林野等と病院の協力で、振動病相談会、自主検診運動を現在推進している。県下トップを切って行った田辺地区相談会へは（二月二三日〜二五日）田辺市・西牟婁郡各町村より二一名が訪れるなど反応は極めてよい。三月中旬には新宮、紀北、本宮、日高と計画されており、今後かなりの成果が期待できる。

安全センターは設立十周年事業として八三年紀和病院の設立を提唱、その設立・運営に全面的に協力してきたが、現在こそその力を全面的に発揮していく時であろう。

四 企業責任追及の闘い

1 全金松本製作所支部梅本組合員難聴労災裁判

全金松本製作所支部は、二名という少数ながら、総評平野地協、同東南地区評などの地域支援を受けながら、悪質な経営者と闘ってきている。一昨年は、差別賃金等に関する地労委勝利命令を得て、昨年、それをテコに勝利的に和解するに至った。

一方、これと平行して難聴裁判が行われているが、法廷外の動きとは別で、会社は、生産部長を証人にだしてくるなど全面対決の姿勢を崩していない。

この裁判は、製缶・溶接工の梅本組合員が仕事でおこなったハンマー作業による強大な衝撃音、グラインダー騒音によって難聴になり、その賠償をもとめたもの。提訴は一九八〇年。会社は、「入社以前から難聴だった」と何の根拠もなく主張。鑑定実験によって、騒音の強さが立証されると、今度は、「ハンマーで叩く回数が遙かに少なかった」として、殆どその作業についたことのない部長を出廷させて、言いたい放題を言わせてきている。これに対して、元同僚を証人として申請、これが認められ、その証人尋問が予定されている。

安全センターは、この裁判を約二年前より科学的側面

からサポートするようになったが、離職後にしか補償のない難聴を在職中に補償せよという果敢なこの裁判を今後とも継続して援助していきたい。

2 総評東地域合同労組の闘い

総評東地域合同労組は労働相談活動を活発に実施しているが、その中で労災に被災した労働者が著しい無権利状態に置かれていることに注目し、使用者責任追及の闘いを精力的に取り組んでいる。

ラベル印刷の零細工場に働く〇君は八六年十二月に印刷機の清掃作業中、使っていたガソリンが近くにあった石油ストープから引火し、大火傷を負ったが、使用者は労災補償の届けさえ数ヵ月経ってから行うという無法ぶりであった。これについては、この二月に損害賠償請求を大阪地裁に提起して裁判が進行している。その他にもビニール加工工場労働者の足部打撲については上積み補償請求、プラスチック加工零細工場パート労働者の指切断で労災申請と上積み補償請求、繊維商社倉庫労働者の頸肩腕障害で上積み補償など多くの闘いで成果を上げている。

このような取り組みは同労働組合にセンターが協力する形で進めてきたが、他にも同種の取り組みができるよ

うモデル的な意味から更に強化したい。

五 針灸打ち切り訴訟

針灸治療制限を目的とする基発375号通達の撤回を求めて行われている針灸打ち切り訴訟（原告 鈴木真規子氏（大阪地域合同労働組合）、一九八五年十一月二一日提訴）は、現在3年目を迎えた。今年度の主な動きは、

第八回 八七・五・二十一
原告準備書面提出「針灸治療の効果、針灸治療に対する労災保険の適用要件などについて」

第九回 八七・八・二〇
原告準備書面提出「針灸治療の臨床効果について」

第十回 八七・十・一五
「本件処分の適法性について」

第十一回 八七・十二・十四
被告準備書面提出「労基法、労災法の規定する「療養の範囲」について・三七五通達の妥当性について」

と、法廷では書面を通じた論戦が行われてきた。八八年度は、裁判は、法的側面、医学的側面と全般にわたって

具体的な立証の段階に入っている予定である。

裁判の支援組織として、「針灸裁判を支援する会」が発足し、活動を開始、センターも積極的に参加してきたが、裁判の動きに合わせて今後さらに、関係団体・労組と連絡を取り合いながら、裁判の傍聴支援の強化、支援する会の拡大など援助の体制を強化していくこととした。

なお、同時に進行している、神奈川訴訟においては、すでに証人尋問が開始されており、まず、林元労働省労災補償課長が出廷している。（資料参照）

「六八 原発被曝裁判」岩佐訴訟と労働者被曝

1 岩佐訴訟

一九七一年五月二七日、日本原電(株)敦賀原子力発電所に作業で入り、その時受けた放射線被曝によって右膝に放射線皮膚炎を発症、その損害賠償をもとめてたたかわれてきた、岩佐訴訟(原告 岩佐嘉寿幸さん(大阪府港区在住))大阪高裁控訴審において、十一月二〇日、一審に続いて「原告全面敗訴」の判決が言い渡された。

その要旨は、「放射線皮膚炎の可能性は認めるが、いう発症したかが明確でない。さらに、発電所内に具体的被曝の危険性が窺われない」というもので、ほぼ、内容的に、一審大阪地裁判決を踏襲したものであった。会社側のみデータがあり、それが第三者や本人がチェックできない仕組みの中で、被災労働者が具体的危険性の立証をせよとの、裁判所の考え方は余



りにも使用者側に偏っており、やはり、原発推進という国策の圧力に押し切られた、不当な判決であるといえよう。

一九八一年の一審判決後、敦賀原子力発電所の事故隠し、放射能タレ流しが発覚、裁判で原告側が主張してきた杜撰な放射線管理の実態が明らかにされ、また、一方では、ソ連チェルノブイリ原発事故が発生するなど、改めて原発の危険性が常識として定着するようにはなってきたが、具体的な労働者の損害を認めるには至らなかった。

結果は、原告敗訴となった。しかし、一九七四年以降行われてきたこの裁判は杜撰な放射線管理の実態を告発し続けたという、大きな意義があることをいま一度確認する必要がある。

昨年十一月二五日付けで最高裁判所に上告し、この三月一二日には上

は上告理由書も提出された。これまでセンターとして本裁判へは、事務局の一部を担う形で全面支援してきたが、今後も更に強化する必要がある。

2 放射線被曝規制緩和の問題

政府は、放射線被曝の規制方法や、放射線を浴びながら作業をする労働者の健康診断などを決めている国内法令（労働安全衛生法では「電離放射線防止規則」）の改訂とそれに基づく大幅な規制緩和を実施しようとしてきたが、最終的に八八年度初めに改訂法令の告示を強硬しようとしている。

今回の改訂は、国際放射線防護委員会一九七七年勧告を取り入れることを目的としており、内容として、許容被曝線量の緩和、被曝線量測定・環境測定の簡素化、被曝記録のスソ切り（一定の数値以下はゼロとして扱う）、健康診断の大幅省略など。

政府の改訂作業の進行は、放射線審議会が基本路線を提示、これに関係各省庁に意見具申し、それを受けた法令改訂案作成作業が行われこれが、関係各審議会（たとえば中央労働基準審議会）で了承され、最終的に放射線審議会の御墨付をもらう、しかるのち、告示されることになる。現在は、放射線審議会の御墨付の段階は終えており、あとは、告示という段階にきている。

「労働者の命と健康を守る」立場から、安全センターは反対の取り組みを、関係労働組合・団体とともに進めてきた。昨年の段階では、中央総評が反対意見を述べ、あるいは、全金、原水禁等から関係機関・審議委員に対して、反対・時期尚早との意見書がだされるなどした。センターも、これに参加した。（資料添付）

今回の改訂は、大幅緩和ということだけが問題ではない。広島・長崎の被爆者データの新しい解析から、放射線は従来考えられていたよりも、五倍から十倍危険だと広島放射線影響研究所（旧ABC）から発表されたが、そういう新たな知見を無視して進められているのである。そこまでして進める理由は、老朽化する原発と稼働予定の使用済核燃料工場で予想される大量の労働者被曝対策だといわれている。

法令改訂は最終段階であるがさらに反対に取り組んでいきたい。

七 教宣活動

1 第七期労災職業病講座の開催

今年度も、労災職業病の取り組みをすすめるにあたって役立つ学習の場として、労災職業病講座を開催した。今回で第七期（七年目）となった。計四回の講座参加者は、安全センター会員を中心に、第一回四四名、第二回三九名、第三回四六名、第四回四八名で延べ一七七名あった。

【第七期労災職業病講座】

第一回 二月一〇日

仕事と脳卒中・心臓病

（講師）片木 健一（京都南病院）

第二回 二月一六日

職業病発生の原因のとりえかた

（講師）車谷 典男（奈良医大公衆衛生学教室）

第三回 二月二二日

頸肩腕障害・腰痛症—闘いの歴史と職場の対策

（講師）田島 隆興（阪神医生協診療所）

第四回 二月二九日

労災職業病闘争のすすめかた

（講師）井上 浩（日本労災研究センター）

（受講料）一回 五百円（会員 四百円）



2 労働者針灸学習会

第十三期を迎えた労働者針灸学習会は、全港湾、全金を中心とする労組活動家と安全センター、松浦診療所で構成する実行委員会によって安定した運営を行っている。

腰痛多発職場での安全衛生活動のユニークな取り組みの一つとしてすでに定着したこの活動は、他になかなか真似のできないものであるが、今後とも学習会を現場で生かすように実行委員会を始めとして更に奮闘する必要がある。

【第13期労働者針灸学習会】

開催期間

五月七日～九月十七日の毎木曜日

(八月第二、三を除く)

内容

講義、針灸実技、参加者職場紹介、安全衛生対策、
労災職業病、健診、歯科治療についてなど

3 安全衛生セミナー

労災職業病講座とは別に、今日的課題をよりつっこんで学習しようということで昨年度から開始したこのセミナー、今年度は、現在社会問題化し、早急な対策が求められている石綿（アスベスト）問題を取り上げて実施した。

参加したのは、会員団体・労組を中心として、かなりの一般参加者がみられた。また、大阪市職・市従など公務員関係からも数多くの参加があった。結局、予定していた定員を少しオーバーする百二十名が受講した。

【第二回安全衛生セミナー】

「石綿（アスベスト）問題を考える」

十二月十九日午後一時半～五時

大阪府立労働センターにて

「石綿による健康障害とその対策」

横山邦彦（国立療養所近畿中央病院医長）

「石綿問題の動向と今後の対策」

田尻宗昭（神奈川労災職業病センター所長）

（参加費）一般千円 会員七百円（資料代）



4 その他地域、職場学習会等への講師派遣

その他、各地域、職場での学習会へは講師派遣に努めた。主な講師派遣は以下の通りである。

- | | | | | | | | |
|------|---------------------|-----------------|------|-------|-------------------|--------------|-------------------|
| 4/24 | 東地域合同労組 | 「強くなるろう、労災職業病に」 | 西野 | 8/21 | 東南地域労災職業病問題交流会 | 「成人病について」 | 河合由美子（松浦診療所健診部） |
| 5/2 | 全国一般大阪地本双葉研究所労組 | 「労災について」 | 片岡 | 9/24 | 働く者に健康を！東大阪連絡会 | 「よい健診悪い健診」 | 片岡 |
| 5/8 | 吹田労災をなくす会「労働災害と職業病」 | | 西野 | 9/28 | 東南地域労災職業病問題交流会 | 「岩佐訴訟」 | 西野 |
| 6/23 | 豊中市職「保母の職業病」 | 中地重晴（松浦診療所健診部） | | 10/7 | 大阪市教組城北支部事務職員部 | 「ワープロの健康問題」 | 西野 |
| 6/29 | 自治労大阪府本部 | 「放射線被曝基準緩和問題」 | 西野 | 10/23 | 高槻市職「VDT作業の安全衛生」 | | 甲田茂樹（岡山大学衛生学教室） |
| 7/1 | 豊中市職「保母の職業病」 | | 中地重晴 | 10/26 | 働く者に健康を！東大阪連絡会 | 「VDTの安全衛生」 | 西野 |
| 7/3 | 大阪市教組東南支部事務職員部 | | 西野 | 10/26 | 大阪地域合同労組せいあい分会 | 「保母の職業病」 | 片岡 |
| 7/11 | 吹田「チェルノブイリ原発事故」 | | 西野 | 11/6 | 大阪国保連安全衛生委員会 | 「放射線被曝と健康診断」 | 西野 |
| 7/28 | 玉川診療所「VDT作業の安全衛生」 | | 西野 | 11/7 | 茨木市労協「労災・職業病について」 | | 車谷典男（奈良医大公衆衛生学教室） |
| 7/30 | 大阪市職弘済院支部 | | 西野 | 11/10 | 自治労奈良県本部婦人部 | 「安全衛生対策」 | 西野 |
| 8/4 | 全金東大阪地協安全学校 | | 松浦良和 | 11/12 | 全金東成生野ブロック | 「成人病健診について」 | 松浦良和 |

11/20 東南地域労災職業病問題交流会

「VDT作業の安全衛生」

西野

2/23 全港湾大阪支部米運分会

「精神疾患をどう考えるか」

岩尾俊一郎(神戸大学医学部精神神経科)

12/4 大阪労金労組

「VDT作業の安全衛生」

西野

2/25

大阪市職「VDT作業の安全衛生」

西野

12/8 全港湾大阪支部「じん肺」

白川太郎(大阪大学環境衛生学教室)

3/7

大阪市職阿倍野区役所支部

「VDT作業の安全衛生」

西野

12/9 大阪地域合同労組せいあい分会

「ストレッチ体操」

3/8

働く者に健康を！東大阪連絡会

「アスベスト問題」

片岡

油田健一(松浦診療所運動療法室)

12/14 働く者に健康を！東大阪連絡会

「有機溶剤の安全衛生について」

片岡

3/13 全日通天王寺分会

「職場の労働安全衛生と私達」

西野

12/22 大阪国保労組

「放射線被曝と健康診断」

西野

3/22 東南地域労災職業病問題交流会

片岡

1/7 大阪市職監査事務局支部

「VDT作業の安全衛生」

西野

1/18 大阪地域合同労組せいあい分会

「職業病健診とは」

西野

1/28 大阪市西成区役所

「VDT作業の安全衛生」

西野

2/15 岬町職「給食調理員の安全衛生」

車谷典男(奈良医大公衆衛生)

2/18 東南地域労災職業病問題交流会

「健診について」青木英仁(松浦診療所健診部)

八 交流、共闘関係

1 全国各地域安全(労災)センター交流会

全国各地域には、関西労働者安全センターとおなじような組織がいくつもあり、同様の活動を地域の実情に合わせて展開している。そうした各センターが、互いに経験・情報を交流していくことの必要性は何年も前から言われていたが、ただ、組織の設立の経緯などにならざる



がいがあることなどからなかなか実現はされなかったもの。今年、(大分県)労働者安全衛生センター、(高知県)労働安全衛生センター、(神奈川県)労働安全衛生センター、(関西労働者安全センター)の四者のよびかけで、第一回交流会が五月十六日に横浜において開かれ、全国から

十四センターが参加し、今後の連絡や第二回の開催を確認。これを受けて、第二回は、十一月二八、二九日に神戸にて開かれ、十五センターが参加した。(資料による報告のみをいれると二〇センター)。

こうした交流の中で、近年の労働運動の再編という状況はあるにしても、労働者の命と健康を守る運動、労災職業病・安全衛生の取り組みは着実に進んでいくだろうし、そうでなくてはならないという前提のもとで、全国交流を有意義にすることに努力を積み重ねていこうという気運が作られつつあることの意義は大きいといえるだろう。

2 環境科学労働科学研究会

労働科学、環境科学の分野において、それぞれの課題ごとに調査・研究活動を進めてきた医師、研究者の新たな結集軸として一年前に発足したこの環境科学労働科学研究会は、二ヵ月毎の定例化が実現し、共同研究活動も始められるようになった。今後、強力な専門家グループとして、センターとしても連携を強めていきたい。

3 フィールド合宿

医学生を中心とする労働フィールド合宿が今年も南大阪、尼崎の労組、医療機関の協力で行われた。センターは例年通り、この活動に全面的な協力を行った。学生運動が低調といわれるなかで、労働現場に実際に踏み込み交流するこのユニークな活動は大変重要な位置を占めており、また労災職業病を課題とした学生の研究会・サークル活動の支援という意味でも意義は大きい。

4 総評関西ブロック

総評関西ブロックが一〇月二三日に開催した「関西労災職業病交流集会」に積極的に参加し、全関西的な労災職業病闘争との交流をはかった。

5 医師、医療機関など

労働者住民医療機関連絡会議（議長 天明佳臣神奈川港町診療所々長、事務局長 松浦良和松浦診療所々長）に対しては、振動病問題などこれまで通り、協力して活動した。その他、関西青年医師連絡会の活動についても参加、協力してきた。



一九八八年度運動方針（案）

一 運動方針の基調

みせかけの労働時間短縮と、労働時間規制の大幅な弾力化を容認した改悪労働基準法は、労働者の生活と労働が現在どのような位置に置かれているかを判断する上で極めて象徴的なものであると言えよう。円高不況の中で、より働かせやすい条件、より巧妙に絞り取りやすい環境作りが、法律という外枠と労働者の生活内容という内側の双方からなされようとしているのである。そこには、人間的に健康に働くという労働者の基本的で根源的な発想に原因する、私たちの望む施策はほとんど無きに等しいのである。そして、それらは例外なく非科学的なゼニカネのバランス感覚を通しての労働観しかない。それは八七年四月一日に施行された改悪労働者災害補償保険法の特別加入者への事前健診による被災者ふるい分け、振動病被災者の一律打ち切り、針灸治療制限などに明らかのように、もはや世の中の道理と正義によった労働関係法令の部分を削り去り、独占資本の大文句にそのまま従った施策が次々と打ち出されていることに現れている。

そして、こうした独占資本の基本的発症に従った安全衛生対策案が、労働省のよって昨年夏に打ち出された。労働安全衛生法の改訂を含む「総合的な安全衛生対策の推進について」がそれである。この対策は、①労働者の心身両面にわたる健康の保持増進対策の推進、②職業性疾病予防対策の充実、③安全衛生管理体制の整備、④機械設備による労働災害の防止、⑤建設業における労働災害の防止をうたっているが、その内容の主要な点は、独占資本の労務管理対策上の積極的意図に沿ったものである。

まず、中小企業の安全衛生管理体制の整備について労働省は、まず現行の行政指導で行っている「常時一〇人以上、五〇人未満の労働者を使用する事業場」で安全推進員、労働衛生管理員の選任を、安全衛生推進員の選任として義務化することとしている。これは、中小企業の労働災害発生の全体に占める割合が極めて高いという理由によるものである。

総理府の「事業所統計調査報告（昭和五六年）」によれば、労働者三〇〇人未満の事業所数は、約三五〇万で全体の九九・七％（一〇〇人未満は九八・七％）を占め、労働者数においても三〇〇人以下の事業所で働く者は約三四〇〇万人で労働者全体の八三・六％（一〇〇人以下では六九・三％）にのぼっている。そのうち三〇人未満の事業所にしぼってみても全体の四六・七％となる。昭和六一年の労働省労働基準局調べで、三〇〇人未満の事業所で発生した休業四日以上死傷者数は、全労働災害の九一・五％（一〇〇人未満では八二・一％）になる。

しかも、これは労基署へ提出された死傷病報告書による統計と思われるが、中小事業所の場合には義務とは言えそうした報告書を提出することが実際には少ないことを考えると、更にその割合は大きくなるものと考えられる。またその上、零細事業所など労災保険さえ未加入で利用しないことなど無法状態がまかり通っている現状を考慮に入れると、まだまだ大きく考える必要が出てくるのである。

こうした中小企業の驚くべき災害多発の原因は、大手企業よりの受注単価の切り下げ、納期の促進、そして一般的労働条件が劣悪であることによるものであり、根の深いものであることを考えなければならぬ。実際、現行の行政指導の一つ「安全推進員」が選任されているの

は三〇〇四九人規模で四二・二％という低率にすぎず、表から撫ぜるだけの対策では決して実効ある成果は得られていないのである。現在義務付けられている五〇人以上の事業所に対する、衛生委員会の設置、産業医の選任にしたところで、その活動については特に罰則規定もなく、「あることはあるらしいけれど、開かれたこともない」などという事業所が多いのが現状だ。それが一〇〇五〇人規模で安全衛生推進員の選任義務化が行われたとしても、効果があがるかどうか極めて疑問と言わざるを得ないのである。

総評労働局が昨年十一月にまとめた要求では、こうした点について、五〇〇人前後を一単位とした地域安全衛生委員会と産業医の制度という案を打ち出しているが（地域の産業医はヨーロッパで実施している）、こうした案の実現にこそ力を注ぐ必要があるだろう。そして、企業から独立した、地域の安全衛生の機関の設置などの方向を出すような形でなければ、とても労働災害の撲滅はおぼつかないのである。

結局のところ、問題の中小事業所の安全衛生対策は金のかからぬものにとの独占資本の意図がそのまま出たものと言わざるを得ない。

二つ目に労働者の心身両面にわたる健康保持増進対策であるが、具体的に事業主へ実施させるのは、「健康度

測定」や「心身の健康指導、健康教育、健康相談」としている。そして、それらの実施に対して国が認定、援助するという形を取る。労働省は、この施策の理由として、高齢者の健康問題と、ストレスに起因する心身の健康問題を上げている。

すでに定着している使用者の安全配慮義務に対する防御策として、資本の側では着々と手を打ってきている。

「KYT(危険予知訓練)」に始まり、現在では企業による「メンタルヘルスチェック(精神健康保持)」や、トレーニングセンターを利用した様々な健康増進運動などがモデル安全衛生対策として関係誌面を飾っている。もはや消極的な防御策としてではなく、積極的な健康管理Ⅱ労務管理対策としての定着が図られつつあるのだ。そして、そうした独占資本の試みは、一部で労働者の思想面にまでの浸食という結果を生み、成果を上げている。更にこれを推進すべく、また使用者側にとっては労働保険料の取り戻しの意味からも大きな期待をもって、この施策を実現させたということになる。労働者が思想面まで浸食された企業の中で、こうした施策は、労働者の生活にまでわたる健康の度合いが使用者の手によって一元支配される結果を生むことになるのである。

そして、労働安全衛生法改訂の中で、労働者に「・・・自ら進んでその健康の保持増進に努めなければならぬ

いものとする」と定められることによって、その資本の意図は完璧なものとして達成されることになる。

また、ここにある企業の努力は、「健康度測定」など比較的安上がりで容易な対策に優先順位が与えられている。労働者の自発的な健康増進を促進するような、例えば労働時間の短縮、施設、設備についてはあげられていない。

さらに、事業主に替わってこうした「健康度測定」を実施する「健康確保サービス機関」の認定、助成にしても、労働者、労働組合側の声の出にくい体制の中では、必然的に事業主の意図に沿う業者の横行が危惧されるのである。

心の健康の問題については、現状の精神障害者に対する差別が存在する中で「心の健康度測定」が国の手で推奨されるならば、事業主の労務管理の恰好の武器となる可能性は極めて大きい。

以上のように、一連の安全衛生対策は、大手企業の労務管理対策推進と、その普及という意味合いが強いが、それはそのまま現在の元請けと下請け、大企業と中小零細企業の労働環境、条件の格差の拡大という結果を生む可能性が極めて大きいと言えよう。それに加えて、改悪労災保険法の特別加入者の健診受診義務によって零細事業主を切り捨てるという状況がある。円高不況、雇用不

安定の情勢の中で、現行の安全衛生法体制さえ行き届かぬ職場の現状は、この施策では何一つ改善の足がかりが見出せない。

さて、地方自治体など官公労働者の状況に目を転じてみる。行政改革の嵐が吹き荒れるなかで「とにかく人が減りさえすればよい」と、合理的でも科学的でもない人員削減の動きがまかり通り始めている。築き上げられてきた職場のこれまでの経験をもとにした慣行や、闘い取ってきた合理的主張による条件を、いかにも非科学的な行革というかけ声の中に埋め込もうとする動きがある。ところが実際の官公労働者のおかれている状況は、あいも変わらず安全衛生管理体制のサポータージュそのものであり、法違反の野放しは依然として解消されていない。公務災害の認定については、複雑なシステムの中に紛れ込み、労働者の権利が相変わらずないがしろにされているのが現状である。

こうした状況の中にあって、労働運動の側はいま一つ有効な対応策を出し得ていない。逆に、労働者の健康に労使の区別はなく、使用者が労働者を守ってくれるように要求し、協力すれば良しとする方向が、むしろ労働運動の中に大手を振ってまかり通る風潮さえある。しかし、私たちの運動はそうであってはならない。資本の側が労務管理対策に健康保持を組み込もうとするならば、私た

ちは、労働者が人間的で自律的に健康に働く権利を拡大するために闘わねばならない。

そのためにまず第一に、労働者の自前の安全衛生運動、労災職業病闘争の思想と力を構築することに力点をおかねばならない。これまでに私たちが主張し、実践してきた労働組合主導の安全衛生対策を更に系統化し、強化し、明確で科学的な論理にまで仕上げていくことが重要である。健診、環境分析、そして地域からの日常的な労働環境の監視ネットワーク作りなどに力点を置き、具体的に進めていかねばならない。また、狭められつつある職業病認定枠、労災医療については、今まで以上に全国的な闘いと地域的な闘いを結びつけることによって運動の相対的な力を高めねばならない。

独占資本と政府自民党のストロングポイントの一つは、組織的で全国的であるということである。二つ目上げるのはこれに対する我が方の体制の問題である。この一年間に全国地域安全（労災）センターの交流会を二回持ち、今後も継続しての開催を予定している。また、医療機関の連絡組織である労働者住民医療機関連絡会議も全国的運動を進めている。こうした全国的な連携を今年度は更に発展させねばならない。そして、歴史的にも安全衛生の闘いを総括し、地域から中央を包囲する体制をより強化する作業を開始せねばならない。

三つ目は、関西労働者安全センターの組織を整備し、新しい体制を整えることである。時代のドラスティックな動きと、私たちの運動の前進の中で、これまでの闘い

を引き継ぎ前進するための強力な体制作りが迫られている。そのための具体的な立案と実行を今年はなしとげた

二一 般運動方針

- (1) 職場、地域における労災職業病闘争、安全衛生運動の強化発展につとめる。
- (2) 針灸治療制限をはじめ、労災医療への締めつけに対する闘いを強化する。
- (3) 労災認定の闘い、労働行政に対する闘いを強化する。
- (4) 行政不服訴訟、民事損害賠償訴訟など労災裁判への支援を強化する。
- (5) 労働安全衛生法など労働関係法令の改悪に対して闘う。
- (6) 全林野労組、全山労とともに振動病最高裁闘争、一斉打ち切りに対する闘いを強化する。
- (7) 官公労働者とともに、公務災害認定の闘い、安全衛生の闘いを強化する。
- (8) 全港湾労組とともに、じん肺闘争、港湾病闘争を引き続き推進する。
- (9) 住友電工など大企業における先進的闘いを支援し、安全衛生問題を通じて連絡共闘を進める。
- (10) 岩佐訴訟を支援するとともに、放射線被曝基準緩和に反対する闘いなど、被曝労働問題についての取り組みを強化する。
- (11) 医療、法律、工学など専門家グループ、および学生戦線との協力関係を強める。
- (12) 労災職業病講座、針灸学習会、地域講座、セミナーなど教宣活動を強化する。また機関誌の充実、パンフレット発行につとめ、購読拡大に取り組む。
- (13) 組織拡大、財政の安定のため奮闘する。
- (14) VDT労働、アスベスト問題、夜勤交替制勤務など具体的な課題についての現場に密着した研究活動を強化する。
- (15) 総評大阪地評をはじめ、各地区評、地協との協力関係を充実し、その他革新的労働団体、民主団体との連携につとめる。また社会党をはじめとする革新政党と

の協力を行う。全国的にはセンター交流会の流れを推進し、労住医連、および日本労働者安全センターとの協力を強化する。

三 重点方針

(1) 資本の言いなり労働行政に対する闘いの強化

労働安全衛生法の改訂に代表される資本の意に従った労働省の施策に対する闘いを強化し、各地の地域センターと共に全国的取り組みを進める。また、針灸打ち切り訴訟への支援を強化し、労災医療への締めつけに対する闘いを強化する。

(2) 官公労働者のいのちと健康を守る闘いを更に系統的

な闘いへ

安全衛生管理体制、責任体制の不備、混乱が未だにまかり通る官公労働者の職場における闘いを強化するため、健診、環境調査などの体制を整える。課題別に安全衛生運動に関する横の連絡、交流を促進し、先進的取り組みを広げるために宣伝、普及を行い、安全衛生委員会の労働組合側からの活性化を図るよう努める。また、公務災害の認定闘争を支援し、災害補償制度の民主化を図る。

(3) 地域単位での活動を強化し、未組織の組織化、中小

零細企業労働者の運動を安全衛生対策面から支援する地域における交流会、学習会などの活動の活性化をはかり、地域ぐるみの安全衛生対策の強化を図る。また、未組織労働者、中小零細企業労働者の労災相談については、取り組みのなかでその本質を明らかにし、各地域合同労働組合との連携で闘いを強化する。

(4) 健診、調査、分析など日常的に労働組合の安全衛生

対策を援助できる体制作りを行う

日常の職場における安全衛生対策、災害の発生源を取り除く闘いを、医学、工学、法律などの専門的機能を持って援助するための体制を整える。環境監視研究所、環境科学労働科学研究会、南労会松浦診療所健診部などの運営に協力し、よりの確で有効な対応ができるよう努める。

(5) 専門別の研究会を発足し、新たな健康破壊要因への対策を強化する

VDT、アスベストなど、まだまだ未解明な部分の多い分野については、情報収集に努力するとともに、独自に研究会などを設置し、職場に密着した取り組みを進める。

(6) 組織の整備と拡大

運動の拡がりを定着させ、更に発展させるために、会員制度の検討、組織性格の検討を含めた組織整備を進める。また、機関誌の購読拡大に取り組み、パンフレットなど出版物の発行を行い、学習会など積極的な教宣活動を推進する。

関西労働者安全センター一九八七年度活動日誌

月日	組織	労働行政	安全衛生対策、教育	その他
4月7日(火)		労働行政 茨木署 大分じん肺問題 柴田訴訟現場検証(東大阪) 阿倍野署 地域合同山紀分会○看護婦結核労災	安全衛生対策、教育 東南地域労災職業病問題交流会(以下東南交流会) 世話人会	その他 日本産業衛生学会(東京) 吹田労働相談
11月9日(水)	事務局会議	阿倍野署 ○看護婦結核労災 天王寺署 K脳卒中労災	だまっくら連V.D.T作業対策会議	環境科学労働科学研究会 T事務員頸肩腕再審査請求相談
11月17日(金)				
11月18日(火)				
11月21日(金)				
11月22日(水)				
11月23日(木)	労住医連事務局会議	大阪局 Tじん肺管理区分申請 淀川署 全金桜製作H脳卒中労災	地域合同せいあい分会 安全衛生相談 針灸学習会実行委員会 東地域合同労組(以下、Uひごろ)学習会	
11月24日(金)				
11月27日(月)				
11月30日(木)				
11月2日(土)				
11月6日(水)		牧野訴訟法廷 西署 全金浪速鉄工Y頸肩腕	針灸学習会開講式 吹田えぼっく労災職業病学習会	Uひごろ近畿ビニール分会労災相談
11月7日(木)				
11月8日(金)				
11月9日(土)				
11月11日(月)				
11月12日(火)				
11月13日(水)				
11月15日(金)		守口署 全港湾建設支部I労災 天満署 V.D.T問題交渉	東大阪連絡会例会 全港湾大阪支部安全衛生委員会 富士レジン工業環境測定(14日) 全金枚岡ブロック安全パトロール	全金港合同支部労働法改悪阻止集会 高槻人権センター健康相談
11月16日(土)	全国センター交流会 (横浜、17日)			
11月18日(日)				
11月19日(月)		針灸訴訟法廷	サクラ特殊鋼粉じん測定 全港湾大阪支部安全パトロール	全通大阪日通支部 労災相談 全金松本難聴裁判法廷

月日	組織	労働行政	安全衛生対策、教宣	その他
28:27 木水			豊中市職婦人部健康調査打ち合わせ	岩佐訴訟結審 植田マンガン労災訴訟を支援する会 集会準備会
30:29 土金				被災者全国連集会(鳥羽)
4:3 木水		天王寺署 大芸労K脳卒中労災 審査会 全金協和精工K労災 天王寺署 H労災 西署 Y労災		Uひごろ近畿ビニール労災 地労委
5: 金			岩佐訴訟学習会 芦屋市民の会 東南交流会例会	岩佐訴訟事務局会議
11:9:6 火土		天王寺署 大芸労K脳卒中労災	全港湾大阪支部安衛委四役会議	
12:11: 金木			全港湾大阪支部安衛委(17日)	
16:15: 火月		天王寺署 大芸労K脳卒中労災		
18:16: 木火		柴田訴訟法廷		
19:18: 土金	事務局会議 労住医連総会 (横浜、5/21日)		豊中市保育所見学、婦人部学習会 東南交流会世話人会	
20: 月				
22: 月		淀川署 全金桜製作H労災		S頸肩腕 労災相談
23:24: 火水		天王寺署 大芸労K脳卒中労災	自治労大阪府本部放射線問題学習会 豊中市職婦人部学習会	
26:24: 金水			針灸学習会	
29: 月			大阪連絡会事務局会議	
7 木			大阪市教組東南V.D.T労働学習会	UひごろN労災相談
2:1 木水				
6:4:3 月土金	関西南労会総会	中央署 UひごろN労災 天王寺署 K脳卒中労災	V.D.T労働対策連絡会	
7: 火		牧野訴訟法廷	吹田原発問題学習会 大阪市職自治研集会	高槻市教組養護分会公災相談 労働環境研究会
8: 水				
9: 木				
11: 土				

月	日	組織	労働行政	安全衛生対策、教直	その他
9	7月31日 木		天王寺署 K 労災		岩佐訴訟事務局会議 UひごろN地労委
	31月28日 日	センター運営協議会 (芦屋、5/23日)	淀川署 全金桜製作 H 労災	V、D、T 労働相談開始 (5/29日) 東南交流会世話人会 全通輸送支部アンケート調査相談	岩佐訴訟事務局会議
	22月21日 土			V、D、T 労働対策連絡会 東南交流会例会	
	18月17日 火			東大阪連絡会事務局会議 東南交流会世話人会	豊伊施設労公災相談 全金松本製作梅本難聴裁判法廷
	11月8日 土			全金東大阪地協安全学校	原水禁大会 環境科学労働科学研究会
8	4月23日 日		京都下署 A 労災	V、D、T 労働対策連絡会	フイールド合宿
	29月30日 火	事務局会議	天王寺署 大芸労 K 脳卒中 労災	東大阪連絡会例会	Uひごろ K 労災相談
	28月24日 金		中央署 日放労 N 心筋梗塞 労災	全港湾大阪支部安衛委 自治労大阪府本部安全衛生担当者会議 全金東大阪枚岡安全パトロール 岩佐訴訟を支援する会学習会 東南交流会例会	フイールド合宿会議 原子力10月行動会議
	22月20日 土				
	18月17日 火				
	16月15日 水				

月日	組織	労働行政	安全衛生対策、教宣	その他
26:24 月(土)	事務局会議	天王寺署 大芸労K:脳卒中:労災	東大阪連絡会例会 地域合同せあい学習会「保育労働」	環境科学労働科学研究会 反原発集会
23:20 日(金)				
17:16 月(土)	事務局会議	天王寺署 大芸労K:脳卒中:労災	高槻市V.D.T作業環境チェック	I頸肩腕会社交渉
15:14 日(金)				
13:12 日(火)	事務局会議	天王寺署 大芸労K:脳卒中:労災	全港湾大阪支部安衛委	全金松本製作報告集会
10:9 日(土)				
8:7 日(木)	事務局会議	天王寺署 大芸労K:脳卒中:労災	東大阪連絡会事務局会議	O腰痛症労災審査請求相談 Uひごろナカシヨウ労災相談 労働情報労災職業病分科会 (東京、5/11日)
6:5 日(火)				
2:1 日(木)	労住医連幹事会 (札幌、5/27日)	天王寺署 K:労災	茨木市労協自主健診相談	総評関プロ労災職業病闘争交流集会 全金松本製作梅本難聴裁判法廷
130:29 日(水)				
28:26 日(火)	柴田訴訟法廷	京都南署 K:労災	東南交流会例会	京都岩佐訴訟支援集会
22:21 日(月)				
17:16 日(木)	事務局会議	京都南署 K:労災	全港湾大阪支部安衛委四役会議	Uひごろ被災者部会交流会
15:13 日(火)				
13:8 日(月)	事務局会議	V.D.T労働対策、労働省交渉	大東労災と公害を考える市民交流集会 おおいに語ろうV.D.T労働一討論会 針灸学習会修了式	岩佐訴訟支援集会
8:月(日)				

月日	組織	労働行政	安全衛生対策、教宣	その他
28 水				
29 木				
4 火				
5 水				
6 木				
7 金				
8 土				
9 日				
14 金				
15 土				
17 日				
18 月				
11 水				
12 木				
14 土				
17 日				
19 月				
20 金				
21 土				
22 日				
28 土				
12 月				
11 月				
月日				

組織

労働行政
牧野訴訟法廷

安全衛生対策、教宣
東南交流会例会

その他

大阪労基局 大芸労申し入れ

全港湾大阪支部安衛委総会

大阪総評労職対
東大阪市労組公災相談

兵庫基準局 T労災審査請求

針灸学習会実行委員会
国保連安衛委員会学習会「放射線」
VDT労働対策連絡会「交流会」
茨木市労協職業病学習会

奈良署 N頸肩腕

自治労奈良県本部婦人部学習会
富士レジン環境測定(13日)
大阪市教組東南学習会「VDT作業」
全金東成・生野学習会「成人病」

大阪労基局 大芸労K労災交渉

VDT労働対策連絡会
全港湾大阪支部安衛委四役会議
東大阪連絡会事務局会議
東南交流会例会
茨木市労協職業病自主健診

関西労災職業病研究会(合宿) (15日)
アスベストシンポジウム(東京)

第二回全国センター交流会(神戸、29日)

全金東大阪枚岡安全パトロール

岩佐訴訟判決
関西青年医師連絡会例会

運営協議会

大阪労基局 大芸労K労災交渉

京都労災交流会

牧野訴訟法廷

大阪労基局 大芸労K労災交渉

京都労災交流会

天王寺署 K労災

大阪労基局 大芸労K労災交渉

環境科学労働科学研究会

淀川署 全金桜製作H労災

大阪労基局 大芸労K労災交渉

環境科学労働科学研究会

天王寺署 K労災

全港湾大阪支部じん肺問題学習会
地域合同せいあい学習会「体操指導」
東大阪連絡会例会

U・び・ころN労災地労委

針灸訴訟法廷

全港湾大阪支部安衛委
大阪市職VDT作業対策会議

U・び・ころN労災地労委

月日	組織	労働行政	安全衛生対策、教育	その他
19:17:16 月(土)金(木)水(火)	運営協議会 労住医連幹事会(熊本)		労災職業病講座「頸肩腕・腰痛」	
20:18:16 月(土)金(木)水(火)	事務局会議		東南交流会例会	
21:14:13 月(土)金(木)水(火)		大阪労基局 大芸労K審査請求	大阪府学給労 職業病対策相談 大阪市職監査事務局支部学習会 「VDT作業」	茨木現業労組公災相談
22:21:20 月(土)金(木)水(火)	事務局会議	天王寺署 K労災	全港湾大阪支部安衛委四役会議 東南交流会世話人会 地域合同せいあい学習会「健診」	環境科学労働科学研究会 UひごろN労災地労委
23:22:21 月(土)金(木)水(火)		天王寺署 A労災	東南交流会例会	岩佐訴訟弁護団会議
26:27:26 月(土)金(木)水(火)		天王寺署 K労災	全港湾大阪支部安衛委員会 西成区役所安全衛生学習会「VDT」 VDT労働対策連絡会 茨木市労協職業病自主健診	
28:27:26 月(土)金(木)水(火)		柴田訴訟法廷、結審		
29:28:27 月(土)金(木)水(火)		天王寺署 K労災	全港湾建設支部Y分会学習会(石綿) 全金東大阪安全パトロール	北摂地区評労職対総会
30:29:28 月(土)金(木)水(火)		京都基準局 O腰痛症審査請求	労災職業病講座「脳卒中・心臓病」 岬町職学校給食調理場作業環境調査 学習会(5/16日) 労災職業病講座「安全衛生対策」	国労O君労災問題会議 環境科学労働科学研究会 UひごろN労災地労委
4:2:1 月(土)金(木)水(火)				
5:4:2 月(土)金(木)水(火)				
8:9:8 月(土)金(木)水(火)				
10:9:8 月(土)金(木)水(火)				
13:14:13 月(土)金(木)水(火)				
16:14:13 月(土)金(木)水(火)				
18:16:14 月(土)金(木)水(火)				
20:18:16 月(土)金(木)水(火)				
21:20:18 月(土)金(木)水(火)				
22:21:20 月(土)金(木)水(火)				
23:22:21 月(土)金(木)水(火)				
26:27:26 月(土)金(木)水(火)				
27:26:27 月(土)金(木)水(火)				
28:27:26 月(土)金(木)水(火)				
29:28:27 月(土)金(木)水(火)				
30:29:28 月(土)金(木)水(火)				

月日	組織	労働行政	安全衛生対策、教宣	その他
29 27 26 月 土 金			安全衛生対策、教宣 全港湾米運分會学習會「精神衛生」	
25 24 23 木 水 火		西官署 A 労災	大阪府職学習會「V D T 作業」 針灸學習會実行委員會 V D T 労働対策連絡會 茨木市労働自主健診報告會 全港湾大阪支部安衛委 労災職業病講座「労災職業病闘争」	
7 5 4 3 1 月 土 金 木 火	センター運営協議會	針灸訴訟法廷	東南交流会世話人會 大阪府職阿倍野区役所支部學習會 - V D T 作業 - 茨木市労働協給食調理場作業環境調査	岩佐訴訟弁護団會議 全金ボルカノ支部労災相談 全金松本製作梅本難聴裁判法廷
12 11 10 8 土 金 木 火	労住医連三役會議		アスベスト問題シンポ	国労〇君労働問題會議 東南地区労働相談（5/12日） 岩佐訴訟上告理由書提出 アスベスト問題調査
16 15 13 水 火 日			全日通天王寺分會學習會「安全衛生」 全港湾大阪支部安衛委 豊中市職保母健康調査報告	

375通信

「375通達」の撤回をかちとろう!

労災保険による

はり・きゅう治療制限反対!

はり・きゅう訴訟に支援を!!

総評大阪地域合同労働組合

副委員長 竹田 保

腰痛・頸腕等労災は、長期 年五月労基発三三五通達が出 問の治療を必要とします。そ 七月より最長一年間と 中で、針灸は被災者の言う 針灸治療制限が実施されま 言えない苦しさをやわらげ 鈴木保母は、自分の体を 直していいと自費で針灸治 療を継続する(以下)より、 九八年十月より完全就労し 完治することができました。 国の一年間という期限は何 の理由もなく、針灸治療を 続かざるようになり完治でき ないので見ても、その治療効果が 証明されたといえます。 国の針灸制限は、被災者で

大阪では、総評大阪地域合 同労働組合が組織する民間の精神 薄弱児童通園施設「センターハ イム」分会で、一九八〇年松浦 診療所の協力で自主健診を実施、 組合員六名全員が腰痛・ 頸腕の症状が発見され、うち 二名に要治療の診断がなされ 一九八二年四月鈴木保母の労 災申請を、七月認定されま した。

一九八二年四月より、別組 合のある中でハビリ勤務を 開始していったのですが、同

1985.11.21 五月 日(9)



「治療の給付を一年で打ち切るのは違法」と語る 原告の保母木暮子さん(右)と弁護士大阪地裁で

切り捨て、労災責任を放棄す る何ものでもなく、不当な三 七五通達であります。

一九八五年十一月二日、 大阪総評・松浦診療所・安全 センターの協力をえて、大阪 地方裁判所に「療養補償不支 給処分取消請求」を国に行い ました。地域合同は、現任労働者 にかかり切れている労働関係法 改悪反対の闘いの一つとして、 最後まで闘います。多くの 皆さんの御支援、御指導を よろしく願っています。

5月23日 10時大阪地裁 809号

オ三回法廷は みんな来てね

勝利しよう

一九八二年五月に労働省労働基準局長が発した基発第三七五号「労災保険における」はり・きゅう及びマッサージの施術に係る保険給付の取扱 について(三三五通達) によって、多くの労災職業病 被災者が保険によるはり・きゅう治療を打ち切られ、安心 して治療を受ける機会を奪 われ、痛痒復旧への道がぐぐ られたことは未だ記憶に新し いと思います。われわれ関西 労働者安全センターは、この 通達が発令される一年前より 反対斗争をくり続け、今年で 早五年にたろうとしています。 早五年には大阪地 裁へ行政訴訟を提訴し「三七 五通達」の不当性、違法性を 暴露し、原告鈴木さんのみな らず、全国の被災労働者を救 済すべく裁判斗争を闘ってこ ます。行政による労災医療に 対する締めつけが、ますます 厳しくなる今日においては、 この闘いは是非でも勝利し なければならぬと確信しま す。絶大な支援と要請しま す。(安全センター 紙谷)

一年限りの通達違法

保母が提訴

「通達などの事業場が若者といわれる。例ではあるが、はり・きゅう治療を拒否し、低く評価し、労災による治療の給付を一年で打ち切るとした。政府通達(五十七年七月)は通達として医学部を奨励する。法で縛れない」と、期間超過分の治療を認められなかつた大阪市内の保母が、千丁午前、大阪労働基準局長を相手取り、不支給分の取消しを求め行政訴訟を大阪地裁に起こした。現在、はり・きゅうに頼る職業別者は推定三千人以上、通達後は、自費治療の認定を受けた。それ以前の五十 五年から、仕事をしたがなから、大阪府と、はり・きゅう治療を拒否し、低く評価し、労災による治療の給付を一年で打ち切るとした。政府通達(五十七年七月)は通達として医学部を奨励する。法で縛れない」と、期間超過分の治療を認められなかつた大阪市内の保母が、千丁午前、大阪労働基準局長を相手取り、不支給分の取消しを求め行政訴訟を大阪地裁に起こした。現在、はり・きゅうに頼る職業別者は推定三千人以上、通達後は、自費治療の認定を受けた。それ以前の五十

はり・きゅう裁判ニュース 375通信

「375通達」の撤回をかちとろう！
労災保険による
はり・きゅう治療制限反対！

はり・きゅう訴訟を支援する会(準)

「治療の効果」って何？

偏見にみちた国側の主張

鈴木貞親さん(元)総評大阪
地域合同労働組合(元)関係者
して針灸治療打ち切り訴訟も昨
年の十一月の提訴以来、早ハ
「日が過ぎ去るにつれて二年ハ
まじりて来ている七月十一日ハ
大阪地裁において第四回法廷
が開かれたことになっています。
今回は、「国側の三回の法
廷の内容が簡単に整理してあり
ます。

◆ ◆ ◆
まず、私たちが昨年十一月
二日「提出した」訴状に
ついて。
その内容の要約は、なほと
いっても三十五通達によりて
「治療期間を最長一年までで
機械的に制限し、画一的治
療の打ち切りを行なった」は
違法であることそのほか、
つまり、「国側」(三十五通
達実施以前)は、労災保険法
上の療養補償給付としての針
灸治療については、特に施行
期間を定められてはなかった

と主張してきています。
「治療期間を定める」とい
うのは、治療期間を定める
の具体的な意味は、無関係に
治療期間を定めることへの
意味があるとして、「この
「くわんじ」でも、一年を針灸
治療打ち切りの「三十五通達」
が「これに非違ありな」こと
であるかは一目瞭然とす。

国側の主張

「治療期間を定める」とい
うのは、治療期間を定める
の具体的な意味は、無関係に
治療期間を定めることへの
意味があるとして、「この
「くわんじ」でも、一年を針灸
治療打ち切りの「三十五通達」
が「これに非違ありな」こと
であるかは一目瞭然とす。

国側は今年三月十四日(第
二回法廷)に準備書面を提出
してきています。その要旨は
なりませんが、その主張の概
略を簡単に紹介します。

「治療期間を定める」とい
うのは、治療期間を定める
の具体的な意味は、無関係に
治療期間を定めることへの
意味があるとして、「この
「くわんじ」でも、一年を針灸
治療打ち切りの「三十五通達」
が「これに非違ありな」こと
であるかは一目瞭然とす。

「治療期間を定める」とい
うのは、治療期間を定める
の具体的な意味は、無関係に
治療期間を定めることへの
意味があるとして、「この
「くわんじ」でも、一年を針灸
治療打ち切りの「三十五通達」
が「これに非違ありな」こと
であるかは一目瞭然とす。



大阪地裁 809号
午前 10時
7月11日(金)
4回法廷 …… は
※ 国側が 説明書を出す予定です。

「375通達」の撤回をちとろう!

労災保険による

はり・きゅう治療制限反対!

はり・きゅう裁判ニュース

375通信

No.3

1986.12.6

大阪市西区新町2丁目19番20号

西長堀ビル4階

関西労働者安全センター 発行

はり・きゅう訴訟を支援する会(準)

ぶっとばせ 国側の主張

針灸訴訟は昨年11月21日に
提訴し、早くも一年が過ぎま
した。現在まで五回の法廷が
開かれ、来る12月12日には
オ六回法廷が開かれようとし
ています。

これまで原告、被告(両
者より書面が提出されてあり
今回は国側の主張の主なもの
を報告しておきます。

また国側は、三七五通達に
よって針灸治療の期間を一年
としたことについて、それを
「制限」と考えてはいません。

つまり、「労災保険による針
灸治療の期間」は、三七五通達
実施以前は、健康保険に準じて
六ヶ月を限度として認めて
きたものである。故に、今回
の三七五通達で一年というの
は以前より拡大したものであ
る」というのです。

しかしながら、この主張は
明らかに事実と反します。
実際は、三七五通達実施以
前は、主治医の判断によって
一人ひとりの患者の症状に応
じて治療が行われており、

治療期間など一切定められて
いなかったのです。
次に、針灸の治療効果につ
いてですが、国側の主張は、
「その効果は科学的に証明さ
れておらず、その存在が定か
でない。効果がはっきりして
いない治療の方法に労災保険
を給付するか否か、するとし
てもいつまでか、についての
決定権は政府にある」という
ものです(詳しくは本通信二
号参照)。

これらの主張には、労災保
険法の目的である『労働者の
負傷、疾病...に対して迅速
かつ公正な保護をする』ある
いは『労働者の社会復帰の促
進』等の基本姿勢はむしろも
感じられません。

原告の鈴木さんの場合もそ
うですが、数年の治療を行っ
て、元気に職場に復帰して
いった人たちのこと(国はど
のように考えているのでし
ょうか。そのような実例を一切
無視して「治療の効果」を語
るなんて断じて許せません。

鈴木さん、しばらく合って
いませんが元気ですか。最近
による治療が打ち切るなんて
奈良の方へ引っこしたことを
聞きまして、職場からも遠く
なって憤れるまで大変ですね。
でも、裁判になると本当に
さて、もうすぐ裁判は六回
め、去年十一月の提訴から早
いもので、もう一年。
この三七五通達、裁判
支援のために出すこと
になったのに、今号でやっと
三号、申し訳ないなぁと思
っています。

鈴木さんへのおたより

まず理解するのが一苦労、そ
れをこの通信でわかりやすく
説明させていただきます。
もっとも、一番しんどい思
いをしてるのは、鈴木さん
の肩や腕、腰など痛めた人
自身なんだと思う。
それを少しでも分かちあっ
て、



第6回法廷
12月12日(金)
大阪地裁809号で
午前10時からです。
～原告の準備書面を提出～

はり・きゅう訴訟を支援する会は、
今のところ財政的基盤を確立しておらず、
この裁判の訴訟費用もカンパに頼らざる
をえません。早急に今の体制づくりにとりか
かりますが、どうか御協力お願いします。
カンパ
を、はり・きゅう訴訟
を支援する会まで……

投稿大歓迎

この三七五通達への投稿を、お待ちしています。
裁判の傍聴記、はりきゅう治療の体験談、そ
の他ジャーナルでも、支援する会まで。

「375通達」の撤回をかちとろう!

労災保険による

はり・きゅう治療制限反対!

375通信

二年目をむかえて 更なる前進を

総評大阪地域合同労働組合 竹田保

新年、明けましておめでとうございます。昨年は本訴訟への多くの御支援ありがとうございました。この場をかりてお礼申し上げます。

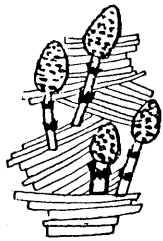
針灸訴訟を大阪地裁に提訴して早や一年で二ヶ月が過ぎました。

今から思えば、地域合労はこの訴訟の争点である「三七五通達」阻止の斗いに当初より参加しており、確か五年くらいになるかと思えます。労基署に連日のおしおかけあるときは約100名の仲間で大衆団交を行い、大声をはりあげたこともあり、そして、裁判闘争をおぼえて、最初にもちかけられたのが、三年くらい前だったと思えます。

向題が大きいにだけ提訴する直前まで、どれだけの闘いができるのか少々不安を感じていたのも正直なことです。しかしながら、一昨年十一月二二日の提訴日に南に決起集合には100名を超える人たちが駆けつけてくれたり、この一年間の六回の法廷にも毎回多くの支援者が傍聴にきてくれたり、非常に勇気づけられています。



これまでの六回の法廷の中で、国側がいかに針灸治療とどうよりは東洋医学に対する偏見をもっているかが暴露され、彼らのいうことにはなると医学的根拠がないことが明らかになってきました。一年間の裁判闘争の中からは、一年間の裁判闘争の中からは、認めることはできないことになっています。



今後多くの皆さんの支援をいただき、是非でも勝利しなければならぬ、と新年にあたって決意を新たにしています。

最後になりましたが、このたびははり・きゅう訴訟を支援する会」を結成することが決まり、一月三〇日にはその結成集会を開き、今後の闘いの更なる拡大と強化をはかっています。集への参加および会員への加入をよろしく願います。

労災医療へのしめつけ

はり・きゅう治療打ち切り反対!

130

はり・きゅう訴訟を

支援する会 結成集会

日時 1月30日 午後6時より

場所 大阪府立労働センター(天満橋)

七階 七〇八号(五階を変更しました)

主催 総評大阪地域合同労働組合

関西労働者安全センター

はり・きゅう訴訟を支援する会の
正式発足 会員になってください

会費は 一口500円/月です。何口でも
けっこうです。郵便振替の口座を
作りましたので、下記へ よろしく
願います。

大阪1-110633 はり・きゅう訴訟を支援する会

7回法廷

2.5

今年も傍聴席
をいっぱい!!

大阪地裁809号
午前10時より



「375通達」の撤回をちとろう!

労災保険による

はり・きゅう治療制限反対!

はり・きゅう裁判ニュース

375通信

No.5

1987.2.20

大阪市西区新町2丁目19番20号
西長堀ビル4階

関西労働者安全センター 気付

はり・きゅう訴訟を支援する会

支援する会 結成!!

支援体制の確立へ

ました。
一息ついた後は
各支援団体から
連帯のあいさつ
です。全港連大

はり・きゅう訴訟を支援する会の結成集会は、一月三十日、府立労働センターに八百人の参加者をもって行われました。主催者あひなの後、高木弁護士より「はり・きゅう裁判闘争の意義と経過」についてお話がありました。提訴後裁判に関するまじまじ報告をきく集会は初めてあって皆熱心に聞き入りました。次はストレッチ体操の時間、全員イスから立ちあがり、大阪市職民生局支那の保母さん達の指導を思いきり体をのびました。

なごびや



三木 聡

「手が痛くてもまたでまなご仕事をやめなさい」「ろつめ者である私の妻から「こう言われた時」「そんなん会社の責任や、やめんでええ」と言ったものの頭をかかえたくてしまった。組合もなごび



はり・きゅう訴訟を支援する会 結成集会
（あひな主催） 鈴木真規子

裁判は今後、針灸の治療効果等をめぐっての論争には入りません。みなさんの御支持・御協力を、どうかヨロシク。

しかも、ろつめ者で他の労働者との「コミュニケーション」が十分にとれないという立場で何が出来るのか。「やめなくても」といかにく筋を通すはあかん「たごびや」だわいだけで、最初は「気のすまなご妻をひ」はって、いそいそ所へ相談に行っ

針灸治療に通い続け、また会社の身勝手な主張を聞く中で妻の方もきつぱりと会社に対して筋を通していく気持ちになっていったのである。

結局は、労基署の「指導」によって会社は一転して労災申請に協力的になり、発病から一年以上を経て、やっとこで労災認定というところになった。
この経験を通じて痛感した事は、いざ何か起った時、労働者はじめめは弱く立場に立たされてしまつていふ事(特に組合がない場合)。また、現在の不十分な労災保険法でさえ、そんな労働者を守る上で大切な存在であるといふ事であった。
しかし、それが改善されるだけで消えてしまふ今の...。労働者にあんな不合理な要求を押しつけてくる会社にならば異議申し立てをなすにはいかに困難か...。
最後に、三七五通達に対する私の怒りの気持ちを書きたい。私自身、手話通訳や妻の通院に付きあつてきて本當に感じているのであるが、治療を続けるのもしんどくつらい事なのである。ききめがなければ打ち切ってもらわなくては誰も続けられない。それを一方的に「ききめがない」と打ち切るではどういふことなのか、気休めの為に貴重な時間をかけて通院しているでも考えられているのだろうか。針灸の有効性どうのこの以前の問題として被災者のしんどさ、つらい立場が全く無視されてしまっている。そこに、本當に腹が立つ。
弱者の苦しむお金の計算だけで消えてしまふ今の...。

2月5日の第7回法廷では、こちら側から準備書面、被告国からは釈明書が出されました。内容については、次号で。次回法廷は4月23日。少し先ですが、どうかお忘れなく。
ぜひ、支援する会への入会をお願いします。会費は月500円(一円)です。郵便振替口座 大阪1-110633 はり・きゅう訴訟を支援する会
「みんなであえよう はり・きゅう裁判」

375通信

「375通達」の撤回をちとろう！
労災保険による
はり・きゅう治療制限反対！

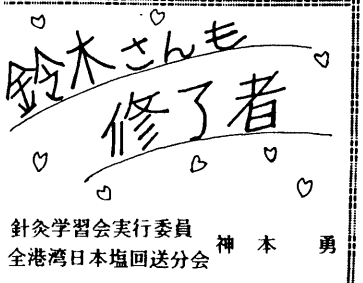
第七回 法廷は…

二月五日の法廷は、直前の支援集会に多く集まった反動からか、こじんまりとした入りでした。
この日、コナラ原告側は、準備書面を出し、「労災保険制度と健康保険が、いずれも被害者救済制度として共通」だから、「療養についての取り扱いは労災保険と健康保険は同じ」なのだという被告国の主張に対して、「根本的に制度の趣旨が異なる」(当たり前)から「健康保険の水準以上の給付も当然の帰結」と反論しました。

労働災害・職業病に關する使用者責任が、労災保険法のおもてにあることを「マガソウ」としてきまっています。
一方、アチナ被告国側は、前回「コナラ」から出していた『再求釈明書』への答弁文書でおこない、相変わらず、針灸療法は、西洋医学において評価が必ずしも(苦しい表現です)ね)定まらず、一般化してははいえず…とこいつをこいつを繰り返して述べています。だから、「裁量で(勝手に)一年で打ち切ってしまう」というわけです。
こうして文書のやりとりの中にも、被災者切り捨てという国の基本姿勢がムキだしになってきています。

今後は、針灸の効果に關する主張に入っていきます。いよいよ本丸に突入です。

針灸学会実行委員 神本 勇
全港湾日本塩回送分会



5月21日(木)
午前10時
大阪地裁
809号
道徳おぼこ
おぼこおぼこ
した、おぼこ
かたかた、
コメンテサイ、

神奈川と兵庫

神奈川針灸訴訟も、大阪にとともに進んでいます。原告は社団法人神奈川県総合リハビリテーション事業団(別名、七沢リハ)に働く、近石リエ子さん、松橋真喜子さんの二人で、それぞれ、精神薄弱児施設、重症心身障害児施設で働く児童指導員の方です。原告は、自治労七沢リハ労組組合員として、職場の仲間、自治労、県評の支援のもと、がんばっています。

近年、行政改革の名の下に国鉄、教育、労働行政の改悪が深く進行しています。とりわけ労働行政は「三七五通達」「長期労災治療者の治療つちざり」など、御用医者の意見を尊重し、良心ある医者の意見を無視した改悪を進め、今後さらに「使用者側の労災不服申し立て」など労基法の改悪を進めようとしています。
このように改悪をストップさせるために、「三七五通達」撤回裁判闘争の意義は大きく重要な闘いであり、かつ、全港湾では、労災職業病闘争の一環として十一年前から針灸学会を行ってこまっています。針灸学会は全港湾を主体として南大阪の労働者で実行委員会を設け、労働組合、地域住民に幅広くよびかけ、今までの修了者は四百名になります。学会の内容は、中国針を使い、手、足、腰、肩、頸のツボを学び、実際に自分で、また参加者同士で針を刺す実践の練習をおこない、併せて参加者が職場の紹介や、先輩方の労災職業病闘争経験談、職場での労災問題を報告し、学習しております。これらを経て、撤回裁判闘争の勝利にむけて、学会の修了者、また、五月七日から始まる第三期の参加者によびかけ、裁判の傍聴動員、カンパの支援を行っていきたく考えています。

支援する会より

みなさんのおかげで、
現在 会員数は(団体・個人あわせて) 46、加人口数は 740になりました。
これからも どうか よろしく。(4.20)

針灸学会では、「三七五通達」撤回裁判闘争の勝利にむけて、学会の修了者、また、五月七日から始まる第三期の参加者によびかけ、裁判の傍聴動員、カンパの支援を行っていきたく考えています。



375通信

8回 国側主張の誤りを批判



5月21日、原告側は①針灸治療の効果ならびに作用機序(どう)という仕組みで人体に作用するの(か)について、②被告の要件論等に対する批判の二点について準備書面を提出した。

①では、針灸が古くから行われてきた実績ある治療法であって、欧米でも針麻酔を含む針灸治療とその研究が、積極的に進められていることは衆知の事実であること、また、その鎮痛効果、血流改善の働きも認められるに至って、さうした意味で自然科学的な裏付けもある療法であること、具体的研究成果の一部を紹介しながら主張している。そして国側のいう「針灸」の効果は、「まだ統一した医学的評価が存しない」「作用機序は不明であり、動物実験等による科学的資料もほとんどない」との主張が、いかに事実と反するかを指摘している。

②は、国が主張してきている、労災保険法で認められるための条件(要件)に関する「論」を批判したもので、その「論」とは「西洋医学上、『治ゆ』に向かっての効果がある」と一般的に認められたものが保険給付の対象になるのだから、効果なやあやうな針灸治療の認め方については大幅な政府の裁量権がある」というもの、しかしながら、基本的に保険給付は、個々のケースについてその治療が身体機能の回復に必要かどうかによって判断しなければならぬ(実際、針灸も三七五通達実施以前は、主治医にその判断が委ねられていた)。そして、必要性が認められれば政府の裁量余地はないのである。この基本をふまに、針灸治療を一年で打ちきるといふのが、三七五通達である。原告側は、国の「要件論」への批判に加え、東洋医学Ⅱ「非科学的」のレッテルを貼り、針灸治療の実績を(こ)に無視して「一般的療法でない」と決めつけ、さらに針灸と針灸療法Ⅱとの場しのぎ

「治ゆ」への効果なし、といった治療のイロハを無視した論法の誤りについて、的確に批判している。

次回も、原告側よりさらに医学上の問題について、書面で主張する予定。

金の計算で採算が合わないのを理由に、弱い立場の人間を更に苦しめている行政。金と計算だけではない。

打ってこる政策・方針には必ず実践的方法がセットされている。末端の下部官僚にまでもその一挙一動に対して確実に、苦しめる方針は貫徹され、弱い立場の人間の切り捨ては平気で業務として処理される。人間としての意志・感性などは行政に入り込む余地がない。逆に、最近では強い立場の者を勇気づかせ後から支持しているのが行政だ。労災保険法の改悪の仕方を見たらすぐわかる。金の球盤を理由にバツサリやっけておいて、チャッカリと労災の申請に困り、経営者の意見の反映に道を閉ざしている。「労働者の保護」なる法の精神など、何も

せねんしなま

社 ますか やま

● つぎの 9回 法廷は 8/20 (木よう日) 午前10時 大阪地裁 809号です。

▼このころ、原告被告双方の書面による応酬が続いていますが、表に現われる派手さはないので、傍聴行動も正直ツマラナイかもしれませんが、今後の裁判の進展を決める「論理」の骨組みを作る重要な時期です。弁護団の先生方の大変なご努力に感謝したいと思います。

▼このころ、原告被告双方の書面による応酬が続いていますが、表に現われる派手さはないので、傍聴行動も正直ツマラナイかもしれませんが、今後の裁判の進展を決める「論理」の骨組みを作る重要な時期です。弁護団の先生方の大変なご努力に感謝したいと思います。

現実には治療効果のあがっていない針灸を、無理無体に行っている針灸は、一年だけの制限をつけてくる内容の「三七五通達」を、裁判所の大舞台で撃つていく、大仕事である。理はもちろんなら、ここにある。ところが、理があるだけで勝負に勝つことは限らない。

少ない小遣いの中で、千円の会費は正直「非常に痛い」。これだけセナヤの勘定はヤバいと思つて、

▼5月21日の法廷傍聴は、いかに詳しく、地域合同労組太陽保育園の皆さんとほか数人で行った。ぜひ、次回も集合のついでに個人のお話を、傍聴おねがいします。

▼このころ、原告被告双方の書面による応酬が続いていますが、表に現われる派手さはないので、傍聴行動も正直ツマラナイかもしれませんが、今後の裁判の進展を決める「論理」の骨組みを作る重要な時期です。弁護団の先生方の大変なご努力に感謝したいと思います。

▼このころ、原告被告双方の書面による応酬が続いていますが、表に現われる派手さはないので、傍聴行動も正直ツマラナイかもしれませんが、今後の裁判の進展を決める「論理」の骨組みを作る重要な時期です。弁護団の先生方の大変なご努力に感謝したいと思います。

375通信

「375通達」の撤回を勝ちとろう！
 労災保険による
 はり・きゅう治療制限反対！

私達をきいてください

全労連大阪支部
 大阪米穀運送組合

全労連大阪支部に結果する大阪米穀運送分会は、日本国民の主食である米穀を府下80%のシェアをもつ大阪米一食糧事業協同組合の専属運送会社である大阪米穀運送(株)にて、組合員一六〇名、車両一、二〇台で府下一円の政府指定倉庫、大型精米工場より、府下四七〇〇軒の登録許可店(米屋さん)へ毎日配達するのが作業内容です。

我々の作業は他に類例を見ない重筋労働であり、全体の90%に当たる労働者が腰痛、頸肩腕障害を訴えているのが実情です。

働きながら治療を行うことを基本に、一般医療と針灸治療を併用しながら作業にがんばっています。特に長期被災者にとって、はり・きゅう治療は職場復帰に必要不可欠な治療であることは過去の治療結果をみても明白です。

一九八三年三月三十一日に守口労基署に対し、『(1)米穀を輸送している労働者に発生している労働災害、職業病を撲滅するために、さきうの限りの努力をすること(2)労災医療において主治医の同意がある限り、これまでどおり労災保険における針灸治療を制限なく続けられるよう処置すること』の要求書提出行動を皮切りに、農水省、大阪食糧事務所、大阪府知事、労働省、大阪労働基準局等、関係機関に対して米運作業の実態を訴え、三七五通達撤回を求めて交渉してきました。しかし行政側の対応は、通達がかかっている以上、それを実施する、との一点張りな進展はみられておりません。

分会では、今までのたたかいで培って針灸治療の強化を確立し、一九八六年九月二日六日各署に対し、『現在、米穀の輸送にたずむる労働者が針灸治療を必要として施術しているが、針灸治療制限により自費にて施術している被災者の生活に係る保障を確保するための措置を講じることを』を新たに加之して再度申し入れをいたしました。

そして西労基署に対して、K氏の針灸治療の労災治療補償給付の費用請求を松浦先生と本人の高見書添えて、十二月十六日に申し立てました。その回答は、主治医の意見によると針灸治療の施術効果は認められるが、国の行政の枠外なので支給というものでした。

米運労働者に針灸治療がいかに重要であるか、現場作業の視察を求めて交渉を行い、一九八四年十二月に大阪西守口、東大阪各労基署の労災課長と担当の二名が所轄営業所の作業車に乗務して現場視察を実施しました。

その結果、災害性は常にあると思うが、三七五通達に関しては暑段階ではどうにもならないのでした。

分会として針灸治療制限反対のたたかいは始まっていますが、一九八七年五月の交渉から各署共、鈴木さんの針灸裁判の推移について大変興味を持ち、資料も配布されており、裁

神奈川訴訟

準備書面(六) 提出
 本件訴訟の立証課題の確切的整理について……

「療養上相当と認められる針灸治療」が、治療効果を発揮している原告らの実態を無視して、なぜ「年々」中途打ち切りになるのか、この合理性は、被告の立証課題であるから、**補告国 証人申請**

原告 松橋真喜子、近石りえ子 両名

主治医 斎藤晋太郎医師 (十全通り医院)

林茂喜(三七五通達策定、施行後の労働省労災補償課長)

松本司(東京労災病院整形外科部長)

石田肇(日本医大理学診療科教授)

花籠良一(東京都北療養医療センター副院長、スモン病治療等に対する効果等について豊富な経験あり)

松本、石田は、常に労働省サイドのにつき、石田は、振動振打ち切り通達をすすめた専門家合議メンバーの一人。

第9回法廷は
 8月20日(木)
 午前10時
 大阪地裁 809号



はり・きゅう裁判ニュース
375通信

「375通達」の撤回をかちろう！
 労災保険による
 はり・きゅう治療制限反対！

カ9回法廷
 神奈川では…

今回の法廷では原告側より準備書面を提出。「針治療の臨床効果について」の主張を多くの研究発表の中からいくつかピックアップして展開した。

数千年に及ぶ針灸の無数の臨床治療の実績に立って、現在では大学病院、労災病院においても、麻酔科、ペインクリニック等で積極的に応用されて研究成果が公表されている。それらは、針治療が、鎮痛・副作用がほとんどない・速効性・持続効果にすぐれる・適応症が広範、といったことを指している。引用されているのは、岡山大、埼玉大、大阪労災病院など。

次回、被告側より、書面による反論が提出される予定。

拠、について準備書面を提出し、



「針灸の必要性の判断を医師に委ねれば」治療的に採用される理由もある。など、このころ。

「私の」言いつ分の評価はひびきまき合憲諸氏におまかせする。

針治療しながら仕事してまう

大阪市職労弘済院支部
 弘済院とは、大阪市の総合福祉施設で、児童・救護・養護老人・特別養護老人の各ホームと、その附属病院とで構成されています。

私はその中の特養で寮母をしています。寮母の業務とは老人の介助・介護が中心です。最も重労働なのが入浴作業です。ベッドから浴室へ、洗った後浴槽へ、そしてベッドへと一回の入浴で一人の老人を五回も抱きかかえなければなら

はり・きゅうは、どこに鍼灸にやけい効きませうか。
 ① はり・きゅうは、どこに鍼灸にやけい効きませうか。
 ② 身体的には、どこに鍼灸にやけい効きませうか。
 ③ 治療効果は、どこに鍼灸にやけい効きませうか。

注意できる分野は主として肩こり・腰痛などのいわゆる運動器疾患です。筋肉は、収縮することによって仕事をし、休養すれば筋の疲労は回復します。新しい運動や無理な姿勢の仕事をしていて、筋肉や神経が疲労し、また筋肉の中には老廃物がたまると状態になり、コリが痛みのもとになります。

はり・きゅう・Q・A
 Q アンド A

筋肉や神経が疲労に軽く電気を流したり、針の先にもうけをつけて温めたりする方法があります。

りません。又その他にもおむつ交換、衣類の着脱、シーツ交換等、中腰の姿勢が多く、五〇泊の寮母のほどに腰痛または頸腕を経験しています。これら肉体的な疲労に加えて、食事をのびのびと（困窮な人への食事介助等の精神的疲労）もありません。

針治療を受けながら毎日の業務に頑張っているのです。これら腰痛・頸腕に最も効果のある治療は針灸だけであるという事は、私達が身をもって知っている事です。周知の事実なのです。けれども

労働を強いられる重症心身障害児施設（保母として、針灸治療を続けながら必死に頑張っておられる鈴木さんだから）、「三五通達」撤回へ裁判闘争に挑まれたのでしよう。当支部としては、今のところ

第10回法廷
 10月15日
 大阪地裁八〇九号
 午前10時

「375通信」の撤回をかちとろう！
 労災保険による
 はり・きゅう治療制限反対！

はり・きゅう裁判ニュース 375通信

No.10 1987.12.10
 大阪市西区新町2丁目19番20号
 西長編ビル4階
 関西労働者安全センター 気付
 はり・きゅう訴訟を支援する会
 ◆郵便振替口座 大阪1-110633

「三七五通達」は 労働者保護が目的か？

10/15 被告準備書面提出

この日の法廷は、前回まで原告側が主張を繰り返してきているため、被告側からの「反論」が、と思わせる反論を期待したが、完全な盾を押し付けて認められた三七五通達は、結局部分の弁解料する、額を労災給付の対象としていくの適否は、針灸治療が、一般的な疼痛の治療に有用性を発揮している治療であると思受けられる「健康保険における針灸治療に対する取り扱いよりも労働

「……従前、針灸治療費の全額を労災給付の対象としていくの適否は、針灸治療が、一般的な疼痛の治療に有用性を発揮している治療であると思受けられる「健康保険における針灸治療に対する取り扱いよりも労働

「……従前、針灸治療費の全額を労災給付の対象としていくの適否は、針灸治療が、一般的な疼痛の治療に有用性を発揮している治療であると思受けられる「健康保険における針灸治療に対する取り扱いよりも労働

11回法廷は

12月17日 (木)

です。

大阪地裁 809号

午前10時

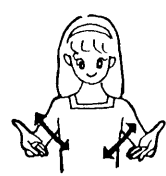
皆さん一度来て下さい



どれワンモに、こけるか



<組合>



<労働>



<活動>



この「375通信」の5号に「なんでや!？」という文を書いてくれた三木さんから「はり・きゅう裁判の仲間にも手話を覚えてほしい」との話で、毎回少しずつ載せることになりました。お楽しみに……



はり・きゅう治療は二億かぶるのりだが、

中国での針灸の起源は大変古く、今から五千年位前の石器時代には、すでに撞む場所、先のとがった石を押し当てたり、熱くした石を当てて温めたりしながら疼痛を軽減していたと考えられています。

その後、二千年位前になると中国最古の体系的に書かれた医学書が完成され、又、鉄製の針が用いられる様になりました。

このように中国で発展した医学は、奈良時代の僧侶によって仏教とともに日本に伝わり、次第に日本独自の発展を遂げました。

はり・きゅう「二億」は「東洋医学」を指してしまふ、東洋医学と西洋医学の対比は……

中国に起源を有する東洋医学には、体表から刺激を与えて治療する針灸治療と数種の薬草を組み合わせて行う漢方薬治療の二種類があります。

このように、それぞれに長所や欠点があるため、病気の治療には、お互いの長所を生かせる

ため、その病気の仕組みや原因の追求は不十分でした。

一方、ヨーロッパに起源を有する西洋医学は、病に対して分析的な方法で研究をすすめていった結果、結核をはじめとする感染症などに優れた効果を発揮しますが、慢性病に対しては決め手となる手段が少なく、病気が増えるにつれて薬の種類も増えていくといったような事がおこりがちです。

このように、それぞれに長所や欠点があるため、病気の治療には、お互いの長所を生かせる

ため、その病気の仕組みや原因の追求は不十分でした。

一方、ヨーロッパに起源を有する西洋医学は、病に対して分析的な方法で研究をすすめていった結果、結核をはじめとする感染症などに優れた効果を発揮しますが、慢性病に対しては決め手となる手段が少なく、病気が増えるにつれて薬の種類も増えていくといったような事がおこりがちです。

このように、それぞれに長所や欠点があるため、病気の治療には、お互いの長所を生かせる

ため、その病気の仕組みや原因の追求は不十分でした。

一方、ヨーロッパに起源を有する西洋医学は、病に対して分析的な方法で研究をすすめていった結果、結核をはじめとする感染症などに優れた効果を発揮しますが、慢性病に対しては決め手となる手段が少なく、病気が増えるにつれて薬の種類も増えていくといったような事がおこりがちです。

このように、それぞれに長所や欠点があるため、病気の治療には、お互いの長所を生かせる

ため、その病気の仕組みや原因の追求は不十分でした。

一方、ヨーロッパに起源を有する西洋医学は、病に対して分析的な方法で研究をすすめていった結果、結核をはじめとする感染症などに優れた効果を発揮しますが、慢性病に対しては決め手となる手段が少なく、病気が増えるにつれて薬の種類も増えていくといったような事がおこりがちです。

このように、それぞれに長所や欠点があるため、病気の治療には、お互いの長所を生かせる

ため、その病気の仕組みや原因の追求は不十分でした。

一方、ヨーロッパに起源を有する西洋医学は、病に対して分析的な方法で研究をすすめていった結果、結核をはじめとする感染症などに優れた効果を発揮しますが、慢性病に対しては決め手となる手段が少なく、病気が増えるにつれて薬の種類も増えていくといったような事がおこりがちです。

このように、それぞれに長所や欠点があるため、病気の治療には、お互いの長所を生かせる

ため、その病気の仕組みや原因の追求は不十分でした。



375通信

「375通達」の撤回をかちとろう！
 労災保険による
 はり・きゅう治療制限反対！

提訴から二年、 同じ主張をくり返す被告側

十二月十七日の第十一回法廷では、国側からこのように立派な主張が展開されるのか、キョーミンシンデ臨場だが完全には聞きしに終わった。この日提出された被告準備書面の内容を項目別にあらためてみる。

① 労災保険と健康保険の同一性について

「医療給付である」とは同じであるから、かりに労災保険で健康保険以上の給付をして、それは、政府の自由裁量だということまでの繰り返し。

② 労災保険法と労基法の給付範囲の非同一次性について

労災保険とは、労基法に規定されている使用者の災害補償責任を根拠とするから、補償内容は二法が同一であるべき、との原告主張（学識）にたいして、「異なっても非難

されるわけはない」というオカシな考え方。三七五通達では、様々な理由から労基法のいうところの補償を全つてきいてない、というのがたまたまの主張であって、つまり、労災法が労基法を上回っている、なるほど「非難される」わけはない」と胸はいて、その逆は「非難の対象」にちがいない。

③ 労災保険は針灸については三七五通達など健保より高水準

これまでの繰り返しであるが、三七五通達制定過程において、日本マッサージ連盟、

日本医師会らと関係諸団体の了承も得ました、と付け加えてきている。これは、神奈川訴訟において、元労働者課長が証言した内容を受けたものにすぎない。このわけで、次回も引続き、被告から追加書面が提出される予定。年度末、また、春闘時期でお忙しいとは思いますが、支援傍聴をお願いいたします。

《神奈川訴訟》

三月十日に、林（元労働者課長）証人に対する反対尋問が行われる予定。いまだかつて明らかにされてない、三七五通達の「合理的根拠」とは何か、労働省はどう判断したのか、注目の証人尋問。（下記参照）



工場



② 手話も



休み

法廷は（水12回）のつぎの

3 / 7

月曜日

午前 10時より

大阪地裁 809号



神奈川労災
 職業病センター
 ニュースレター

一方、七次リハビリ労組の針灸裁判のほうは、12月10日の17回目の公判がいよいよ証人調べが始まった。最初の証人は林茂喜元労働省労働基準局補償課長。三七五通達作成にあたった中心人物である。

この日の証言は全体的にはとりとめのない話をしたという印象。もともと労災（労働省）は健康保険（厚生省）に準拠してきている、「投書」などもあって全国整合性をもたせるようにした、通達作成にあたっては日本医師会、針灸師団体、

労災保険審議会等関係各方面と十分話し合い理解してもらった、針灸師関係から自民党議員を通じて「1年でなく3年ぐらいにならないか」という話もあったが現在のアフターケアも含めると最長3〜4年針灸治療を受けられるようになってい、等々の話をしていった。なお、通達作成にあたり「複数の権威ある医師から意見を聞いた」としながら、それが誰々であるかはついに明らかにしなかった。

次回3月10日（木）午前10時から、林証人に対する反対尋問であり、彼には正しいことは山ほどある。是非とも多くの方々の傍聴を。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱

第一 安全衛生管理体制の充実

一 安全衛生推進者

事業者は、一定の規模の事業場ごとに、一定の資格を有する者のうちから安全衛生推進者を選任し、その者に安全衛生に係る業務のうち技術的事項を行わせなければならないものとする。

二 安全衛生業務に従事する者の能力向上教育

(一) 事業者は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、作業主任者及び元方安全衛生管理者に対し、その業務に関する能力の向上を図るための教育を行うように努めなければならないものとする。

(二) 労働大臣は、(一)の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

三 衛生委員会等

衛生委員会及び安全衛生委員会の調査審議事項に、労働者の健康の保持増進に関することを加えるとともに、産業医のうちから事業者が指名した者を、それらの委員会の必要的構成員とするものとする。

第二 機械等及び化学物質に関する規制の充実

一 機械等の改善命令制度

(一) 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、構造規格等の法令上の構造要件に適合しない機械等を製造し、又は輸入した者に対し、当該機械等の改善、回収その他当該機械等から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ずる

ことができるものとする。

(二) 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、(一)の命令に従わない者があるときは、その旨を公表することができるものとする。

二 化学物質の有害性の調査

法第五十七条の二第一項の化学物質の有害性の調査は、組織設備等に関し労働大臣の定める基準に適合している機関において、労働大臣の定める基準に従って行わなければならないものとする。

第三 労働衛生管理の整備

一 作業環境管理の整備

(一) 事業者は、作業環境測定を行わなければならない作業場のうち一定のものについては、労働大臣の定める作業環境評価基準に従って作業環境測定結果の評価を行い、及びその結果を記録しておかなければならないものとする。

(二) 事業者は、(一)の評価の結果に基づいて、労働者の健康の保持を図るため、適切な措置を講じなければならないものとする。

二 作業管理の整備

事業者は、労働者の健康の保持を図るため、その従事する作業を適切に管理するように努めなければならないものとする。

三 健康管理の整備

(一) 事業者は、労働者に対し、健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならないものとする。

(二) 労働者は、事業者が講ずる(一)の措置等を通じて、自ら進んで、その健康の保持増進に努めなければならないものとする
こと。

四 指針の公表等

(一) 労働大臣は、事業者が講ずる作業環境の維持管理、作業の管理又は健康の保持増進のための措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表することができるものとする
こと。

(二) 国は、作業環境の管理又は作業の管理の適切な実施を図るため、資料の提供、中小企業における措置の実施を促進させるための施策の充実に必要な援助に努めるものとする
こと。

(三) 国は、労働者の健康の保持増進のための措置の適切な実施を図るため、指導員の確保及び資質の向上のための措置、必要な資料の提供その他必要な援助に努めるものとする
こと。

(四) 国は、(三)の援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別な配慮をするものとする
こと。

第四

建設業における労働災害防止対策の充実に

一 計画の届出制度

法第八十八条の計画の作成に当たり一定の資格を有する者を参画させなければならない計画に、機械等の設置等に係る工事のうち一定の工事の計画を追加するものとする
こと。

二 発注者に対する勧告等

労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、法第八十八条第七項又は法第九十八条第一項の規定に基づき事業者に対し命令を発した場合において必要があると認めるとき

は、当該命令に係る工事の発注者に対し、必要な事項について勧告等を行うことができるものとする
こと。

第五 その他

一 労働大臣は、中高年齢者の労働災害を防止するために事業者が講ずる措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする
こと。

二 事業者は、中高年齢者の労働災害を防止するため、その者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならないものとする
こと。

三 事業者は、就業制限業務従事者に対し、その業務に関する能力の向上を図るための教育を行うように努めなければならないものとする
こと。

四 労働大臣は、二及び三の教育の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする
こと。

五 その他所要の規定の整備を行うものとする
こと。

第六 附則

一 施行期日

この法律は、昭和六十三年十月一日から施行するものとする
こと。ただし、第一の一及び第四の一に関する規定は、昭和六十四年四月一日から施行するものとする
こと。

二 経過措置及び関係法律の改正

この法律の施行に關し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする
こと。

- ① 小規模事業場における安全衛生管理体制を確立するため、安全管理者又は衛生管理者の選任を要しない事業場について安全衛生を推進する者を選任させることとする。
 - ② 第三次産業における最近の労働災害の発生状況にかんがみ、必要な安全衛生管理体制を強化するとともに、労働大臣は、労働災害防止のための指針を作成することとする。
 - ③ 安全衛生業務に携わる者の資質の向上を図るため、必要な講習の実施、情報の提供等を行うこととする。
 - ④ 衛生管理体制を充実するため、産業医の活性化等を図ることとする。
- (4) 機械設備による労働災害の防止
- ① 構造上、法令の要件に適合しない機械設備の流通を防止するため、当該機械設備の製造者等に対し必要な措置を講じさせることとする。
 - ② クレーン、建設機械等による労働災害を防止するため、これらの機械の安全基準の整備を図ることとする。
- (5) 建設業における労働災害の防止
- ① 一定の建設工事の場合と同様に、危険な機械設備に係る計画の策定に当たり、事業者は、その計画の安全性について一定の資格を有する者に事前の検討を行わせることとする。
 - ② 建設工事の発注者が、施工方法、工期等について、法令の規定に違反する条件を附す等により、労働災害を生じさせるおそれのある場合には、労働大臣は、その変更について勧告等を行うことができることとする。
- (6) 免許制度の改善
- 免許取得者の便宜を図り行政の効率化を進めるため、免許の集中管理制度を導入する等免許制度の改善を図ることとする。

総合的な安全衛生対策の推進について

1987年10月 労働省

1 趣 旨

- (1) 労働災害による死傷者数は、昭和61年において約81万人にのぼっており、交通災害による死傷者数の1.1倍という現状にある。
- (2) 労働災害の多くは中小規模事業場で発生しており、発生率も規模が小さくなるに従って高くなっている。
また、業種別には、建設業が全体の30%を占め、原因別には、機械によるものが多く、30%にのぼっている。
- (3) 本格的な高齢化社会の到来、急速な技術革新の進展、経済のサービス化等により、安全衛生面で新たな課題が生じており、高年齢労働者の労働災害の増大、ストレスによる心の健康問題の増加等がみられる。
- (4) 従来から労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づき、各種の施策を講じてきたところであるが、最近の労働者の安全衛生をめぐる状況にかんがみ、今後、新たに策定される労働災害防止計画に沿って、労働安全衛生法の一部改正を含む次の対策を中心として総合的な対策を推進していくこととする。

2 対 策

- (1) 労働者の心身両面におたる健康の保持増進対策の推進
 - ① 事業者が労働者の健康の保持増進を図るために講ずる措置の充実を図ることとする。
労働者の健康の保持増進のための措置の適切な実施を確保するため、当該措置が一定の資格を有する者により計画的に行われることとする。
 - ② 国は、労働者の健康の保持増進に関する指針の作成、事業者に対する援助、助成を行うこととする。
また、自ら労働者の健康の保持増進を図るための措置を講ずることが困難な事業者のために、国は、当該措置に係るサービスを適正に提供する機関の育成のための施策を実施することとする。
 - ③ 労働者の健康の保持増進に関する事業場の安全衛生管理体制を整備するため、衛生委員会の機能の充実、産業医の活用等を図るとともに、健康診断の充実を図ることとする。
- (2) 職業性疾病予防対策の充実
 - ① 事業者による適正な作業環境管理が行われるよう、適正な作業環境の測定のための精度管理を実施するとともに、測定結果の評価を行わせ、必要な事後措置を実施させることとする。
 - ② 化学物質による労働者の健康障害を防止するため、総合的な化学物質管理対策を講ずるとともに、化学物質の有害性調査制度の充実を図ることとする。
- (3) 安全衛生管理体制の整備等

派遣労働者がコンピュータ労働には付き物でその対策をめぐる発言、労働省のVDT作業に関するあまい対応に対する批判などがあつた。また特に、健康被害を既に受けている被災者の立場からは、船場の繊維問屋街でVDT作業を続け、鍼灸治療に通いながら勤務を続けているが、頭の奥の方が痛み、涙が止まらないなどの症状がよくある、安全衛生教育など望むべくも無いという発言や、社員15人程度のOA専門の派遣会社で、極めて厳しい労働条件の中で働き続けているという発言が相次いだ。

重大なのは労働省のあまい感覚

予定時間をオーバーしての、活発な討論によって、参加者はVDT作業の現状について具体的に把握することができたといつてよいだろう。しかし、その作業形態は多様であり、対策は一様に決められるものではないということもまた明らかになった。そして、労働相談のまとめや、討論の中でも発言があつたように、何より深刻な状況として把握しておかねばならないのは、中小の事業所のVDT作業者がその被害をいち早く受けているということである。その上、それらの労働者は弱い立場にあり、相当な対策が取られることなく、また治療はといえば労災補償の圏外に置かれている。しかも重大なのは、監督官庁である労働省自身が、そのことに十分な認識がないということである。「指針」を出し、大企業の安全衛生担当者相手に講習を実施すればこと足れりとし、補償請求が無いから職業病も無いのだろうというあまい感覚しか労働省は持ち併せていない。この点が私たちの一連の取り組みの結果、浮かび上がってきた第一の課題である。

孤独なVDT作業被害者

二つ目には、現在、学会などで様々な報告がなされているが、それ以上に健康被害の現状は進んでいるということが明らかになったことである。表にはこれまであまり出てくることのなかった長時間のVDT作業者の頸肩腕障害、眼精疲労などの職業病についての有効な治療方法、対策などがとても普及している状態ではなく、病院を転々とし、職場に帰っても「たかがテレビを見てキーボードを打つだけの仕事」とそれほど重大な問題としては扱われず、症状の悪化と自分だけで闘うしかないという現状。かつてキーパチャーに頸肩腕症候群が大量発生し社会問題になったが、今度はVDT作業者である。しかも今度は、かつて労災職業病などにはほとんど縁がないと思われていた事業所に1人～2人づつ労働者は点在する。まわりに悩みを話し合う同僚のいない労働者、今は自分一人の闘いしかないのである。健康被害の存在をアピールし、もっと強力な宣伝、そして警鐘を鳴らす必要があると言えよう。それが第二の課題である。今後のVDT労働対策連絡会の課題は、ますます大きくなっているというのが偽らざる印象だ。

じつに様々なVDT作業の現状

9月16日午後6時半より大阪府立労働センターで、「おおいに語ろう、VDT労働」と題した討論会を関西労働者安全センター・VDT労働対策連絡会の主催で開催した。新聞等の宣伝、労働相談デーにまつわる活動などのおかげで、「連絡会」メンバーのみに参加ということにはならず、多方面からの参加が得られた。

NTT・コンピュータ会社・自治体

まず、VDT機器大量導入職場の例として、大阪電気通信産業労組よりNTT電報局の現状についての報告。大阪電報局ではこの8月末に作業全体がVDT機器操作に切り替わり、現在は従来とほぼ同等の勤務時間でVDT作業を行っている。スライドを使って、機器が教室型にきれいに並んでいる様子が説明され、実際の経験から「仕事を終わって家に帰ってからもブラウン管の残像のようなものが意識の中に残っているような状態」「休みになっても何にもする気が無くなってしまう」というような労働者の状況が報告された。

二番目に、コンピュータ関連職場の例として、全金岩井計算センター支部からの報告。かつては、プログラマーが紙と鉛筆でプログラムを書き、パンチャーがカードにパンチし、それを機械にかけ、またチェックするというシステムになっていたが、今はプログラマー自身がVDT機器の前に座って考えながら打つというのが普通の作業形態。この職種は、四六時中キーボードを打ち続けるという訳ではないが、ブラウン管を相手に考え続けるという、言わば普通でない「異様な」職種であるということ。対話型のソフトというものはあるが、実際にブラウン管の前に座ってブツブツと画面に話しかけているヤツまでいるという笑えない話も。

三番目に、地方自治体のVDT作業とその安全衛生対策の例として、自治労箕面市職から報告が行われた。自治労本部は昨年「団体交渉のためのVDUガイドライン」を策定し、全国の自治体でVDT機器が職場に導入される場合は安全衛生対策について導入以前からこの指針をもとに労使協議を行うよう指導している。箕面市職も最近VDT機器が入り始め、84年に暫定的な市独自の安全衛生基準を作り、今年はそれをさらに見直し、より整備された基準を作っている。作業時間は1日3時間以内、一連続作業は最長45分で15分の休止時間、妊婦の従事禁止などを明文化した。また、VDT作業者の特殊健診についても現在準備中である。

VDT作業被害者の立場から

職場からの報告の後は、労働相談デーの結果報告を行い、討論に入った。その中で、

13	女	23	VDT+事務	健康状態	2年半	腕のしびれ。現在治療中。労災は？
14	女	22	VDT	健康状態	2ヶ月 (?)	最近職場にVDT機器が入り、使っているが健康被害（特に妊娠障害）が心配。
15	女	30代	VDT	健康状態	?	腕の痛みで通院中。労災だと思うが会社に取り合ってくれない。
16	女	50代	VDT	健康状態	20年 (4~5h)	腱鞘炎、腕、肩が痛い。
17	女	22	パソコン、ワーカ	労働条件 健康状態	2年 (5~8h)	会計事務所。入力を一人で担当。 右の肩の痛み。整形外科通院中。
18	女	22	オペレーター、いまはインストラクター	健康状態	2年半 (6h)	眼の疲れ、痛み。頸肩腕症状。症状がひどいため今はインストラクター。
19	女	43	ワーカ	健康状態	? (5~6h)	自宅でワーカ下請け。健康管理対策。
20	女	36	ワーカ、パソコン	健康状態	3年 (6~7h)	眼と後頭部の痛み。昨年の4月にやめたが現在も通院中。
21	女	30	ワーカ、パソコン	健康状態	8年 (4h)	右肩の症状。仕事のムラが多く、続く時は1週間ワーカを打ち続ける。
22	女	28	パソコン、ワーカ	健康状態 労働条件	2年 (6h)	一年契約の社員として入社。データ入力 を続け頸肩腕障害で休業。労災扱いは？
23	女	22	VDT + 事務	労働条件	2年半 (8h)	OA専門の派遣会社。オペレーターとして採用されたのに電話番。今度はデータ入力だけ。
24	女	36	パソコン、ワーカ	労働環境	? (2~3h)	建築関係の会社。一日中打つのは月2回 ぐらい。どういう対策をしたらよいか。
25	女	?	VDT	労働環境	1ヶ月 (6h)	電磁波などの影響から身体を防護する対策はどうすればよいか。

26 男 会社の衛生管理者でVDT作業の健康管理対策の相談。

27 (女 48 nonVDT 労災相談) 29 (女 46 nonVDT 頸肩腕症状相談)

28 (女 50代 nonVDT 労災相談) 30 (男 55 nonVDT 労災相談)

* 「VDT」とあるのは、詳しい作業内容は聞けていないがVDT作業であることが確認できているもの。

派遣先が代わり、家電メーカーの方へ行っているが、今度はデータ入力ばかり。一緒に入った人たちは次々に辞めていき今は3割ぐらしか残っていない。会社の方もそれを見越して採用しているみたいだ。自分ももう辞めようと思っているが、使い捨てのやり方があまりに露骨でなんとも腹が立つ。後輩で入ってくる人のことを思ってもなんとかしたい気持ちだ。

〔資料〕 VDT作業労働相談デー 相談者リスト

性	年齢	職種	相談種類	作業年数 (1日の作業時間)	相談内容
1 男	40	カメラ	健康状態	11年 (?)	首根っこの痛みで休職中(3ヶ月,有給) 医療機関を転々。
2 女	?	端末操作	健康状態	18年 (?)	腕がしびれ氷で冷やしている。タオルも 絞れない。医療機関を転々。
3 男	63	タイプ,ワーカ	健康状態	? (2h)	手首から先が浮腫んでいる。神経科受診。
4 男	34	端末操作	健康状態	4~5年 (8~2h)	首,肩甲骨,眼が痛む。 医療機関を転々。
5 女	?	VDT+事務	健康状態	5ヶ月 (?)	6月仕事量多く,7月に腰が痛くなる。 9月休職予定。通院中,針灸,物理療法。
6 女	30代	製図作業	健康状態	? (?)	設計事務所で図面を書いている(VDT作業) 首,肩のしびれ。2ヵ所の病院に通院。
7 女	21	CAD	健康状態	3年半 (?)	視力の低下(1.2→0.1)。仕事のムラ多し。
8 女	24	ワーカ 在宅勤務	健康状態	こちら	流産など健康被害が心配。
9 男	30代	VDT	法律問題	?	VDT作業をしているが,得意先に出向 になりそう。使用者の責任を法的に?
10 女	20代	VDT	健康状態	?	友人が悩んでいる。
11 女	40	ワーカ,ワゴン	健康状態	? (?毎日)	視力が低下した。(1.2→0.3 2.0→0.9) 導入時のデータ入力が多すぎた。
12 女	35	ワゴン	健康状態	2年半 (3~4h)	肘から手首にかけてつっぱる。労災にな らないか。

のころになると色々な理由が健康上の理由に重なり自分から身を引いてくれるという有難い労働者群だということである。相談の内容について特徴的なものを三つ紹介する。

《事例1》

Aさん、28歳、女性、一昨年4月に入社、但し身分は特定社員。会社は事務所にオフィスコンピュータを導入することを決めたが、労働組合が難色を示したため、操作は社員にさせず、新しく一年ごとの雇用契約の社員を採用した。勤務時間は9時から5時10分。作業は、営業社員が集めてきたデータのオフコンへの入力作業とワープロによる文書作成。オペレーターは2人いるが、Aさんの方が手際がよいので処理の件数はAさんに偏る。また、2課にまたがって作業をすることになるので、勤務時間中はほとんどVDT作業になる。特に、月末から月始めにかけては業務が集中し、目の回る忙しさ。今年の5月ごろに肩、腕のしびれを感じ始め、夜も眠れないことが続き、病院受診。休業を指示される。上司にその旨伝えたところ、「君にはこの仕事は向いていないのじゃないか。そろそろ辞めた方がいいのでは」とほのめかされ、「特定社員」の雇用形態に不安を感じ始める。

2ヶ月の休業を経て入社したが、しばらくするとまた症状が強くなり、休業を余儀無くされVDT労働相談に電話。

《事例2》

Bさんは会計事務所に勤務するかたわら、夜間高校に通う勤労学生。22歳、女性。一昨年9月に勤め始め、仕事はオフコンへのデータ入力作業がほとんど。朝9時出勤で5時に退勤。しかし、身分はアルバイト。時間給は500円でそのまま現在まで続いている。残業も結構あり、時には日曜の出勤も頼まれる。しかし、日曜も500円の時間給はそのまま、残業しても5時までしかつけてくれない。そうした勤務を続けているうちに、昨年10月ぐらいから首のしびれを感じだし、整形外科に受診する。色々な治療を受けたが、仕事をしていると改善の見通しが見つからないみたいだ。

《事例3》

Cさんは短大を出て一昨年2月末からOA専門の派遣会社に就職した、22歳の女性。半年の研修を経て、オペレーターとしての仕事をするために派遣先の会社に出向いた。しかし、そこに待っていたものは、電話番という仕事で、しかもクレジット会社であるために日曜日は休むことはできず、毎月休日が指定されるというありさま。最近、

生教育などももちろんなく、作業環境も整っているところは少ない。

労働省は今のところ、VDT作業による頸肩腕障害などの職業病はほとんどないと言っているが、実際には被災者が声を上げにくい状況の中にいるということから、むしろ隠されてしまっているのが現状、というのが今回の労働相談の印象である。VDT作業者が頸肩腕障害で治療するならば、どしどし職業病としての補償を請求した上でする必要があり、このことをもっと宣伝する必要があるように思われる。また、作業条件などの対策についても妙案が必要。

相談カードを見渡してその特徴を列挙すると次のようになる。

- *相談者は女性が圧倒的に多く、中でも20代の女性の相談が目立っている。
- *職種としては、ワープロ、オフコン又はパソコンの複合が6人で最も多い。
- *オペレーターの数はほとんどが1～2人。
- *症状を訴える相談者の中で、VDT作業に関する労働衛生教育を受けたものはいなかった。また、休憩時間など特別に配慮している例も皆無であった。
- *現在の頸肩腕障害の労働省の職業病認定基準にしたがい、労災補償請求を行って、業務上災害認定される可能性がある例が10件にのぼる。(現在請求準備中は1件)
- *頸肩腕部や眼の症状で医療機関を転々としているがよくなるまいとの訴えは11件と多い。
- *症状を訴えた相談者のうちVDT作業経験年数が3年以下のものが8件と多い。
- *1日の作業時間についてはあまり聞き取れていないが、6時間から8時間という1日中VDT機器の前に座り続けていると思われる人がかなりあった。

全相談件数	30
VDT作業に関するもの	26
VDT作業の健康に関するもの	21
症状を訴えたもの	16
頸肩腕症状	13
眼の症状	5
女	21
20歳代	9
30歳代	6
40歳以上	3
不明	3
男	5

使い捨て労働者群「OL」

OA機器を扱うOLの職場における寿命は大体二年だという話も囁かれている。それは、使用者側にとって、OA機器を操作させる女性労働者には単純な入力作業を続けさせても、健康被害や条件面での不満を訴えるのが大体二年ぐらいで、ちょうどそ

VDT労働対策連絡会 会報 (No.4) 87.9.22

連絡先 ☎550 大阪市西区新町2-19-20 西長堀ビル4階 関西労働者安全センター

TEL(06)538-0148

深刻な中小事業所VDT作業者の健康問題

8月の22日から29日までの間、「VDT作業労働相談デー」と銘打って電話相談を受け付けた。その結果、相談件数は合計30件で、これまでの他の労働相談活動と較べて、「VDT作業」に限定したにも関わらず多数の相談があった。相談の内容はやはり、「頸や肩がしびれる」「腕が痛くお医者さんを転々としているがよくなる」「視力が極端に落ちた」などの訴えがほとんどで、うち1件については職業病としての補償請求を準備している。また、相談者のほとんどは、後に述べるように中小の事業所の労働者であり、過酷な労働条件にあることが痛感された。今後のVDT作業の健康問題についての運動を進めて行く上で、いくつか示唆される問題も浮かび上がってきているので、以下にそのまとめを掲載する。

VDT労働相談は 実態のリアルな把握

今回の相談活動で目立ったことは、やはり若年の女性労働者にVDT作業による悩みを抱えている人が多いという実情である。これまでの筆記用具による事務作業とお茶汲みがほとんどという労働内容が、データ入力、文書作成など、VDT作業に取って変わるといった状況の中で、業務量を自ら調節することが出来にくくなり、それが労働者の慢性的な疲労につながっているように思える。

また、相談者の職場は大規模な事業所ではなく、したがってオペレーターが1~2人のため、相談したりして、VDT作業員自らの職場環境作りをするというようなこともできず、極めて弱い立場に置かれている。労働衛

VDT労働対策連絡会のお知らせ

日時：10月6日(火) 午後6時半~

場所：松浦診療所5階会議室

内容：①労働相談デーおよび

9.16集会まとめ

②労働行政に対する取組み

③大量導入職場見学の件

④その他

名前は堅苦しいが、自由な討論のための連絡会です。気軽に参加して下さい。なお団体の場合は月500円の会費を徴収します。よろしく。

地域安全(労災)センター一覽

- | | | | |
|----|---|----|---|
| 1 | 北海道労災職業病研究対策センター
札幌市中央区北四条西12丁目
北労ビル内 Tel(011)251 1615 | 16 | 関西労働者安全センター
大阪市西区新町2-19-20
西長堀ビル4階 Tel(06)538 0148 |
| 2 | 北海道医療生協職業病相談室
札幌市豊平区北野一条1-6-30
Tel(011)883 0121 | 17 | 橿原労災職業病対策センター
奈良県橿原市人木町1-1-18
橿原市職労気付 Tel(07442)3 8792 |
| 3 | 東北労災職業病センター
宮城県塩釜市藤倉1-4-42
兵藤政行方 Tel(022)366 7065 | 18 | 関西労災職業病研究会
尼崎市長洲本通2-15 阪神医療
生協長洲支部気付 Tel(06)488 3855 |
| 4 | 日本労災研究センター
埼玉県浦和市辻3-13-6
Tel(0488)62 1965 | 19 | 尼崎労働者安全衛生対策会議
尼崎市河原宮字宮裏114
阪神医療生協気付 Tel(06)492 0250 |
| 5 | 日本労働者安全センター
東京都千代田区駿河台3-2-12
Tel(03)253 2550 | 20 | 兵庫県労働者安全センター
神戸市中央区琴緒町1-6-5
勤労福祉センター Tel(078)221 7777 |
| 6 | 東京地評労職対
東京都港区芝浦3-18-15
Tel(03)452 4611 | 21 | 広島職業病相談窓口
広島市南区稲荷町5-4
友和クリニック内 Tel(0822)63 0850 |
| 7 | 東部労災職業病センター
東京都江東区亀戸6-40-23
晴三荘 Tel(03)683 9765 | 22 | 山口県安全センター
山口県吉敷郡小郡町明治東
小郡労働会館内 Tel(08397)2 3373 |
| 8 | 三多摩労災職業病センター
東京都国分寺市南町2-6-7
丸山会館2~1 Tel(0423)24 1024 | 23 | 徳高知県労働安全衛生センター
高知市薊野イワキ田1275-1
Tel(0888)45 3953 |
| 9 | 徳神奈川労災職業病センター
横浜市鶴見区豊岡町20-9
サンコーポ豊岡505 Tel(045)573 4289 | 24 | 愛媛労災職業病対策会議
新居浜市新田町1-9-9 新居浜
医療生協気付 Tel(0897)34 0207 |
| 10 | 静岡県労働安全センター
静岡市南町11-22 県評会館
Tel(0542)83 2050 | 25 | 徳大分県勤労者安全衛生センター
大分市寿町1-3 労働福祉会館内
Tel(0975)37 7991 |
| 11 | 愛知県労働安全衛生センター
名古屋市昭和区鶴舞3-8-10
労働文化センター Tel(052)741 6310 | 26 | 熊本県労働安全衛生センター
熊本市九品寺1-17-9 労働会館内
Tel(096)364 6128 |
| 12 | 徳新潟県安全衛生センター
新潟市古町通4番町643 古町ツイン
タワーハイツ2階 Tel(025)228 2127 | 27 | 玉川診療所労災職業病相談係
大阪府高石市千代田5-18-13
Tel(0722)65 0115 |
| 13 | 富山県労働安全センター
富山市奥田新町81 ボルファート
とやま内 Tel(0764)31 8756 | 28 | 埼玉労災職業病研究会
埼玉県秩父郡皆野町皆野2076
大倉電気労組秩父支部気付
Tel(0494)62 1306 |
| 14 | 石川県労働安全センター
金沢市昭和町5-23 県評会館内
Tel(0762)33 2170 | 29 | 労災福祉センター
京都市南区西九条島町3
Tel(075)691 9981 |
| 15 | 和歌山県労働安全センター
和歌山市吉田102 国労会館内
和歌山地区労気付 Tel(0734)22 7024 | | |

災害性もきびしくし、さらに再発の認めないということが行われているようである」との基本的認識を示し、今回の学術調査への協力を要請された。

長年腰痛に取り組んできた全港湾の伊藤氏よりは「現在の行政の傾向は認定基準を厳密に解釈するということである」ことを中心とする今日の認定上の問題点が指摘された。また、全港湾大阪支部米運分会から腰痛闘争の報告が行われた。そのほか様々な観点から討論があったあと、全国交流会としても産衛学会の調査への協力と今後の情報交換を進めていくことを確認した。

循環器疾患の新労災認定基準は 実質認定枠の制限？

2日目は、循環器系疾患の新認定基準とその問題点について、労働者住民医療機関連絡会議事務局長の松浦医師（松浦診療所）から報告された。基本認識として、旧認定基準との比較においては一定の「前進」であるが、これまでに運動の側がかちとってきた認定の水準からみると、これを制限しようとしていることがアリアリとしていることから、厳しく受け止める必要ありとの指摘があった。また、神奈川センターより、国会議員を通じて労働省に対して出していた、新認定基準に関する質問への回答が報告され、その中でも、労働省の基本認識はあまり変わっていないことがうかがわれた。

今後とも取り組みの強化とさらに情報交換をしていかなければならないことを確認した。

第3回交流会は今年9月に、多彩な内容で

交流会の最後のまとめの討論では、中央の厳しい情勢は確認しつつ、「労戦統一」を経る中でも、従来の中核および地域センターの運動を継承、発展させていくことが大切であることを再確認した。また、次の第3回交流会は9月頃東京で開催することとし、腰痛症、循環器疾患、VDT作業などの労災認定事例研究を含んだ多彩な内容のものとすることを決定した。

しながら今後の業務について検討中。

愛知

1978年設立で、今年で9年になる。総評中心に中立労連のいくつかを加え労働組合を主体として、東海労働弁護団、学者・文化人を加えた組織形態をとっている。年間予算は、660万程度で運営している。専従を1人おいてこれに県評専従が協力している。中心活動は、労災・職業病、安全衛生について調査・研究、教宣、相談活動。また、労働保険事務組合の資格をもち、労働組合関係の専従・書記をとりあつかっている。

東北

1979年準備会、82年正式発足で、オール個人加盟の任意団体。仙塩工業地帯での頸肩腕障害、腰痛症など労災・職業病の多発、新幹線工事での事故多発などがきっかけ。こつこつひとつひとつ認定をかちとってきた。今後は、労働組合等との協力も強化し、未組織、パート対策を含め、活動を強化していきたい。

関西労災職業病研究会

全金京滋、北摂労職対、尼崎労安対などの活動家を中心として12年前から活動している研究家の集まり。取り組んできているのは、新幹線保線工のじん肺など様々な取り組みをしてきた。現在、在日韓国朝鮮人集落の健康診断を行ったり、フィリピン労働者との交流を進めようとしている。

労災福祉センター

86年12月に発足し京都で未組織労働者の労災職業病相談活動を中心に行っている。

埼玉労災・職業病研究会

80年6月に設立。県評、中連傘下の組合活動家が個人的に参加している。定例研究会、労災・職業病講座、教宣、行政交渉などが主たる活動。JRでの労災・職業病、高教組教員自殺の公務災害認定などに現在取り組んでいる。

職業性腰痛の労災認定枠拡大への取組を

各センターからの報告のあと、一般的で問題点が非常に多い腰痛症の認定問題について討論が行われた。その中で、日本産業衛生学会腰痛研究会が腰痛の認定基準の見直しを目的に計画している、認定事例、却下事例の収集に関して、岡山大衛生学教室甲田茂樹氏より協力要請があった。

甲田氏は「非災害性腰痛の認定事例は激減し、最近では50件をきっている。しかし、実際はそうではな。つまり、認定が相当きびしくなっている。最近、労働省は労災職業病対策室をこの行革の時代につくってその方向を強化しようとしている。また、

発行責任：関西労働者安全センター

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538-0148

第2回地域安全（労災）センター 全国交流会に15センターが参加

地域センター活動の 発展強化を目指して

11月28・29日、神戸北区箕谷で、第2回地域安全（労災）センター全国交流会が開催された。

今回は大分・神奈川・関西・高知の4センターの呼びかけで行われ、北海道、三多摩、東京東部、愛媛、熊本が参加したほか、東北労災職業病センター、新潟県安全衛生センター、埼玉労災職業病研究会、労災福祉センター、関西労災職業病研究会の6センターが初参加した。（計15センターが参加）また、富山県労働安全センター、尼崎労働者安全衛生対策会議、和歌山県労働安全センター、山口県安全センター、東京地評労職対からは活動紹介資料が提出された。

1日目は、田尻神奈川センター所長が「交流会2回目で、定着化の方向が感じられよるこばしい。急速に悪化する周囲の状況を逆にバネにして全国的な連帯を強化していきたい」とあいさつしたのち、各センターの活動、認定事例の報告などが行われた。

（以下、初参加のところを中心に紹介する）

熊本

64年4月までに診療所を、労住生協のニュータウン内につくる必要性がでてきた。プロジェクトチームを発足して、診療所+研究センターという構想で進めていきたいと考えている。

新潟

作業環境測定の特設機関として1971年発足に発足したが、その後、労働争議等の曲折を経て現在、環境測定業務の中止を余儀無くされ、他地域センターの活動も参考に

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヵ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721
 ☎550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

古書
 レンタルコミック

時代屋

大阪市此花区伝法4丁目2番39号

☎(06)465 5441



早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
 大阪市北区天満橋3-5-28